

市民の意見

発行：市民の意見30の会・東京

NO.208

2025/4/1

【毎月1日発行】



発行者の住所：〒108-0073 東京都港区三田3-4-17-206 TEL:03-6435-2030 FAX:03-6435-2031
Eメール：info@iken30.jp ホームページ：https://www.iken30.jp 郵便振替：00120-9-359506 市民の意見30の会
＊隔月刊/普通会員（購読料・送料とも）年2500円、協力会員年5000円、敬老・障がい者会員年2000円、頒価1部400円。



『風景』（4月4日）
前田美千雄（無言館蔵）

ジョークが上手でよく人を笑わせていた。1943（昭和18）年1月にいとこ同志で結婚した妻・絹子宛に戦地より500通にも及ぶ絵葉書や、絵入りの手紙を送った。妻と初めて出会ったのは、彼女が14・15歳の頃だったという。二人で、玉電や井ノ頭の沿線を散歩したり美術館に行ったりした。「絵描きは、字がうまくないとだめだ」と言って習字を習いに行ったりしていた。再召集に次ぐ再召集で、落ち着く間もない新婚生活は1年あまりだった。妻も毎日手紙を書いて送った。しかし、昭和20年頃になると、戦況悪化で通信ができなくなったのか、便りが届かなくなってしまうた。「横井さんや小野田さんみたいに、生きてないものかと思いましたが。ずっと待っていました」と、終戦後20年を経て再婚するまで、戻った実家で妻は過ごした。

（『新版 戦没画学生人名録』）

市民の意見	208号	目次
巻頭詩 「涼子ちゃん！ ごめんね」		浅見洋子 2
■シリーズ戦後80年を問う（Ⅱ）		
戦後80年と〈戦争・戦後〉責任		天野恵一 4
戦後80年と象徴天皇制		山田朗 6
文化財が証し立てる日本〈帝国〉の責任		新孝一 9
ノー！ ハブサ第2次訴訟		
最高裁判決批判		山本直好 13
■運動の現場から		
NPAS年―新しい市民教育プラットフォームのさらなる挑戦		日比野千佳 16
		李泳采
★韓国の「非常戒厳」発動から何を学ぶべきか		飯島滋明 19
■文化		
連載 皇室情報の検証⑯		天野恵一 22
連載 〈よその目の目線〉の広島⑱		田浪亜央江 26
本の紹介 『兵役拒否の問い』		梶野宏 28
映画の紹介 「10月7日からのガザ」		横山道史 29
* 市民意見広告運動事務局だより		
* 読者のおたより		
* 会計報告		
* 編集後記		
題字 安西賢誠		印刷・レイアウト (有)山猫印刷所
カット 村雲 司		
	32	
	31	
	30	
	30	

涼子ちゃん！ ごめんね

—— ちゃあちゃん ぼんぼ 痛いよ！

三歳だった 涼子ちゃんが

この世に 残した 最後のことは

六六年経った いまも

絃子の耳に 焼きついて 放れない

—— 涼子ちゃん ごめんね！

三月一〇日の 東京大空襲をのがれ

一二歳の絃子は 母と妹の涼子と

生後四ヶ月の弟茂雄と ともに

千葉の寒川に 疎開した

母の弟が 兵隊に行っていて

空き家になっている 弟の家に

七月七日 この地で

またしても 機銃掃射の

いつせい攻撃を 受けた

母は 涼子を背負い

絃子が 茂雄を背負った

海岸線を 人波にもまれ

ひた走りに 走った

浅見 洋子

絃子の 右の手の平に

痛みが はしった

絃子の手から ダラダラと

血が 流れ落ちた

この時

絃子に背負われた 茂雄も

頭に 機銃掃射の

直撃を 受けていた

頭も顔も分からない ザクロのようだった

茂雄は 泣く声を 上げることなく

四ヶ月という 短すぎる命を うばわれた

—— 茂雄ちゃん ごめんね！

母は 茂雄を ねんねこ裨纏はんでんに包み

人に 踏まれないよう 周りを囲み

海岸の砂に置き 私の手を握り直し

恐怖のなか とも 逃げまどった

—— お母ちゃん 家に帰って

みんなで 一緒に 死のうよ

浅見 洋子 (あさみ・ようこ)

1947年生まれ。和洋女子大卒。

著作 詩集『歩道橋』(けやき書房)、詩集『交差点』(けやき書房)、詩集『隅田川の堤』(けやき書房)、詩画集『母さんの海』(世論時報社)、詩集『マサヒロ兄さん』(けやき書房)、詩集『もぎ取られた青春』(花伝社)、詩集『水俣のころ』(花伝社)、詩集『独りぼっちの人生—東京大空襲により心をこわされた子たち』(コールサック社)、『大空襲三一〇人詩集』(コールサック社)、『鎮魂詩四〇四人集』(コールサック社)に参加。現在、全国空襲被害者連絡協議会の運動に携わっている。本会会員。

走れども 走れども 追いかけてくる
機銃掃射 逃げ場のない 海岸線
生きようとする 気力の失せた
絃子は 母に言った

この時 母は
何かを 感じたのだろう
自分の腰に 手を回した
その 母の手に血糊が
ベツトリ はり付いていた
母の背の 涼子も また
機銃掃射に やられていた
このままではと……

母も 家に帰ることを決意した
家に着くなり 涼子を寝かせ
きびすを返し 家を出た母は
茂雄の遺体を 取りに走った

この時
妹涼子の顔は 青白く
息は 絶え絶えだった
絃子は 自分の怪我の痛さを忘れ
妹涼子の 手をしっかり握り
必死に 声をかけ続けた

程なくして 母は
砂の付いた 茂雄の遺体を
しっかり抱え 息を切らせ
転げ込むように 家に戻った

母は 寝ている涼子に
覆い被さるようにして
じつと 顔を見た
すると 母を感じた
三歳の 涼子は

—— ちゃあちゃん ぼんぼ 痛いよ！

呻くような 消え入るような声で
母に訴え ことされた

ちっちゃな涼子の 遺体には
機銃掃射が お腹を貫通し
太ももには 二カ所の傷があった

—— 涼子ちゃん ごめんね！
—— 茂雄ちゃん ごめんね！

守ろうとした 幼い二人の命に
守られた 母と絃子 二人の命

*浅見洋子日英詩集
『独りぼっちの人生—東京大空襲により心をこわされた子たち』(コールサック社、2025年1月刊)

戦後80年と〈戦争・戦後〉責任

天野 恵一

今年、敗戦後80年である。空襲被害者の問題について、「全国空襲被害者の数はハッキリしないが、約10万人が死亡したとされる東京大空襲と広島・長崎の原爆だけでも計30万人を超えることになる。国の調査は行なわれていない」。「空襲被害者の戦後補償がおざりにされた理由の根幹には、名古屋空襲訴訟の最高裁判決（1987年）で判例が確立した『戦争被害受忍論』がある。『戦争被害は国民が等しく受忍しなければならなかった』とする行政・司法側の論理だ」（『東京新聞』(2/17)）

この「受忍論」とは、ひっくり返せば国家無答責（無責任）論である。国民とされている人々への対応すらがこの通りであるのだから、かつての天皇制帝国日本の侵略戦争や植民地支配のために動員した朝鮮人を中心とするアジアの人達へのキチンとした対応が、基本的にはまったくなされていないことは言うまでもないことであろう。

2月23日、65歳となった三代目象徴天皇は記者会見で、戦後80年の歴史にどう向き合うかと問われて、以下のごとく答えている。

「先の大戦において、世界各国で多くの尊い命が失われたことを大変痛ましく思う。わが国の人々も広島や長崎での原爆投下、各都市での空襲、沖縄における地上戦、硫黄島や海外での激しい戦いなどで多くの尊い命が失われた。亡くなられた方々や、苦しく、悲しい思いをされた方々を忘れずに、過去の歴史に対する理解を深め、平和を愛する心を育んでいくことが大切だ。これまで広島、長崎、沖縄などを訪れ、多くの方々の苦難を心に刻んできた。戦後80年の節目を迎え、各地で亡くなられた方々や、苦難の道を歩まれた方々に改めて心を寄せていきたい。／戦争の記

憶が薄れようとしている今日、戦争を体験した世代から戦争を知らない世代に、悲惨な体験や歴史が伝えられていくことが大切である。苦難を体験した方々が高齢となり、当時のことを語り継いでいくことが難しくなる中、若い人達が戦争を知ろうとし、戦中・戦後の苦勞を語り継ぐ活動を進められていることは、いつそう意義深いものとなっている」

なんとという欺瞞的な言葉であろう。あの侵略戦争の最高責任者は天皇裕仁であった。戦争はほかの誰でもない「絶対神聖」な「元首」である天皇の命によって開始され、収拾も天皇の命でなされたのである。その結果、「朕ノ赤子」三百万人余の人々の命が失われた。他国への侵略行為もすべて、逆らうことは許されない天皇の命令で実行されたのだ。であるにもかかわらず、天皇裕仁は、アメリカ占領軍にもガードされ、なんの責任も取らずに、戦後憲法下の民主主義モードに変容した象徴天皇制の初代天皇にスベリこんだのだ。戦後体制を本格的にスタートさせた戦後

憲法（象徴天皇制）の成立は、無責任天皇国家日本成立の世界へ向かっての宣言だったのだ。

敗戦50年の年（1995）に二代目象徴天皇夫妻は、長崎・広島・沖縄、そして東京都の慰霊堂へと「慰霊巡行」をしてみせた。今年、三代目もそうした動きを準備しているようだ。敗戦50年のこの時代は、「戦後責任」という言葉が新しい意味を持って、力強く語られた年であった。アジアの被害者の告発を受けながら、様々な戦後補償を要求する運動が噴出した年でもあつた。

た。「戦後責任」、それは、戦争責任を取らないことで新たに発生した「戦後の責任」をも重ねて、象徴天皇制国家の戦争責任を問いつけるための言葉である。

責任をハッキリさせる筋道のない、戦争の悲惨さを知り継承しようという語りは、責任を回避するインチキな「国家の論理」であるにすぎない。

たとえ、戦争体験世代が消滅してしまつても、「戦争責任・戦後責任」はなくなるわけではないのだ。

（あまの・やすかず／本誌編集委員）



▼表紙絵の作者▲

前田美千雄

（まえだ・みちお）

1914（大正3）年6月24日生。兵庫県神戸市垂水区出身。1932（昭和7）年4月、東京美術学校（現・東京藝術大学）日本画科入学。松岡映丘、結城素明、川合玉堂に師事。1937（昭和12）年3月卒。三越百貨店美術考案部に勤務。1938（昭和13）年1月現役入隊。翌年4月に召集され中国へ出征。中支派遣岡村部隊気付郡司令部、上海警備第22部隊、中支派遣7332部隊所属。1942（昭和17）年12月、召集解除後帰京。1944（昭和19）年1月18日、再召集され金沢市東部55部隊山中隊に隊に入隊し出征。5月頃フィリピン・ルソン島マニラに上陸。野戦自動車廠・機甲整備班、第14方面軍直轄部隊山下奉文大将直率1068部隊山中隊所属。1945（昭和20）年8月5日頃、フィリピン・ルソン島マニラ東北部山中にて戦死。享年31。

明治大学平和教育登戸研究所資料館
第15回企画展

風船爆弾作戦と 女の子たちの戦争

本土決戦準備

明治大学平和教育
登戸研究所資料館
The Defunct Imperial Japanese Army Noborito Laboratory Museum
for Education in Peace, Meiji University

2024年 11月20日水 ▶ 2025年 5月31日土
10:00～16:00 入館無料
休館日：日曜～火曜、12月26日（木）～2025年1月7日（火）、18（土）、
2月5日（水）、7日（金）

〒214-8571 神奈川県川崎市多摩区東三田1-1-1 明治大学生田キャンパス内
TEL/FAX 044-854-7993 E-mail noborito@mics.meiji.ac.jp
WEBサイト https://www.meiji.ac.jp/noborito/

主催：明治大学平和教育登戸研究所資料館
後援：川崎市、川崎市教育委員会

戦後80年と象徴天皇制

山田 朗

憲法上の天皇規定と象徴天皇制の未完成

戦後80年をむかえて、私たちは様々なことをあらためて考えなければならぬ。戦争のこと、その戦争の記憶の継承のこと、そしてこれからの平和のこと、様々な論点があるだろう。戦前と戦後で大きく変化したのが、継続しているものに天皇制がある。よく学校で、「象徴天皇制」「国民主権」「平和主義（戦争放棄）」「基本的人権の尊重」が日本国憲法の特徴だ、などと習ったりしてきた。もちろん、そのことに誤りはないのだが、この中で「象徴天皇制」くらい確たるものの中で、そうでないものはない。何故に「象徴天皇制」は必要とされ、システムとして続いてきたのか、今後も必要で、続くのか。そのようなことを考えなければならぬ時に来ている。

本稿では、そもそも戦後のシステムとしての象徴天皇制は、どのような問題点を抱えたまま出発し、現在に至っているのかを考えてみたい。

日本国憲法第1条～第8条において「天皇」は次のように規定されている（丸数字は現憲法の条項、例えば①は第1条を示す。以下同じ）。

- ① 「日本国の象徴」「日本国民統合の象徴」であり、この地位は「日本国民の総意に基く」。
- ② 皇位は世襲、「国会の議決した皇室典範の定めるところにより」継承される。
- ③ 天皇の国事行為には、内閣の助言と承認が必要。
- ④ 天皇は、憲法が定める国事行為のみを行い、「国政に関する権能を有しない」。
- ⑤ 摂政も④と同様。
- ⑥ 国事行為は、内閣総理大臣と最高裁判所長官の任命権をはじめ、
- ⑦ 内閣の助言と承認により行う。

- ⑧ 皇室財産の授受は国会の議決に基く。

煩雑なことのようには思われるかもしれないが、これら大日本帝国憲法（旧憲法）の内容と比較検討してみよう。①③④と⑤は、旧憲法と現憲法との違いを明確に示すものであるが、②は旧憲法第1条と旧皇室典範からの強い継承性を有している。⑥の天皇の国事行為について、旧憲法との対応性を検証してみると、天皇の国事行為とは、旧憲法下において天皇の権能によって実施された行為（統帥権関係を除く）をそれぞれ儀式化したものである。現憲法には元首の規定がないが、儀式化され、脱政治化されたとはいえ、天皇の疑似元首性を表しているものといえる。

例えば、天皇の国事行為としての任命権は、内閣総理大臣が旧憲法第10条、最高裁判所長官が同第57条を継承するものであり、その他の国事行為としての憲法改正・法律・政令・条約の公布が同第5条・第6条・第13条を、国会召集が同第7条を、衆議院解散も同第7条、総選挙の施行公示が同第5条を、国務大臣や官吏の任免・全権委任状・大使公使信任状の認証が同第10条を、大赦等の認証が同第16条を、栄典の授与が同第15条を、批准書等の外交文書の認

証が同第13条を継承したもの、外国大使・公使の接受と儀式挙行が同第4条の趣旨を継承したものである。

現憲法の規定上は、天皇の象徴としての行為は限定され、なおかつ脱政治化されたかに見えるが、戦後の天皇・皇后は「象徴」のあり方を模索してきた、というのが現実であった。そのため、昭和・平成・令和においても「国事行為」や儀式は拡大してきたのである。これは、旧憲法・旧皇室典範を継承することによって生ずる政治性の一つである。

「象徴」としての自覚がなかった昭和天皇

また「象徴天皇」となった最初の天皇である昭和天皇そのものに、当初は「象徴」としての自覚がなかったことも、明仁天皇に「象徴天皇」としての模索を強いた大きな要因である。戦後の初代宮内庁長官・田島道治が書き残した『拝謁記』を見ても、昭和天皇は、政治への関与についての戦前の統治権の総攬者としての感覚が全く抜けきっていなかったことが分かる。

たとえば、1952年5月13日に天皇と田島は次のようなやりとりをしている。

〔天皇〕元の憲法なら、私が真に国を思ふ立場から何とか動くといふこともあ

るのだが、今はどうする事も出来ぬし、皆が心ある者が心配しながら、打つ手なしにしてるうちに大事に至るといふ事は軍部にやられた過去の経験だ。どうも心配だとの仰せ。〔田島〕御尤もなれども、うっかりした事は申上げられず、又出来もせず、只陛下の御軫念しんねんに同感の点を他の面より申上げる位の事のみ。

天皇は、旧憲法下では「私が真に国を思ふ立場から何とか動くといふこともあるのだが、今はどうする事も出来ぬ」ことを憂えている。具体的にはこの時、天皇は、ソ連の影響を受けた左翼勢力が騒乱状態を起こすのではないか、またそれに吉田内閣も断固たる手を打とうとしておらず、多くの国民も左翼のプロパガンダに付和雷同していると憂慮しているのである。天皇は、国会での混乱を抑えるために自分が吉田茂首相に野党党首の重光葵と提携するように直接言いたいと田島に繰り返し語っている。それを実行すれば、明らかに天皇による政治介入である。

また、1953年5月18日にも田島が、「今日天皇は現憲法で政治外交は陛下の遊ばす事ではありませぬから」と言ったことに対して、昭和天皇は、大臣の人事を「認証をしないといふ事がある」と総理大

臣の任命などを拒む可能性を示唆している。さすがに、田島は即座に「（これは中々大変と思ひ）いえ、首相のは認証でなく親任であります。之は議会が定めましたものを形式的に御任命になりますので之はどうも出来ませぬ」と応答している。昭和天皇は、天皇というものは憲法を超えた存在であると見ていたふしがある。

1950年代になってもこのような状態であるから、1947年7月の沖縄に関する「天皇メッセージ」（米軍が長期にわたり沖縄を占領することを希望するGHQあてのメッセージ）は、例外的な事柄ではなく、何の抑制も働かなければ、天皇はこうした政府とは異なる政治的な意見を表明し続ける可能性があったといえる。「天皇メッセージ」当時の外務大臣であった芦田均が、首相になつてすぐに取り組んだのが、1948年6月の天皇側近の入れ替えて、宮内府長官に日銀出身の田島道治、侍従長に外務官僚出身の三谷隆信という二人の新渡戸稲造門下生が任命されたのは、放置しておく政治的に暴走する恐れがある昭和天皇を強く抑制する意味があったと思われる。

「象徴天皇制」の非人間性

だが、天皇が「象徴」と規定された時には、生きた人間が生涯「象徴」をつとめ続ける

ことの困難性については、ほとんど検討されていなかったと思われる。前述したように、天皇の「国事行為」や儀式への出席は、ほぼ戦前における天皇の統治権の総攬者としての行為を形式的に「脱政治化」したものであり、軍事関係の公務がなくなつたものの、「象徴」としての行為は、時の政権の意向と天皇・皇后の希望によつて増え続け、結果として「人間天皇」への過大な負担となつて跳ね返ってくることとなつた。

明仁天皇(当時)の生前退位問題はまさに「生涯の終わりに至るまで天皇であり続けること」の非人間性を明らかにしたものと見える。2016年8月8日に発したビデオメッセージで明仁天皇は次のように語っている。

天皇が健康を損ない、深刻な状態に立ち至つた場合、これまでも見られたように、社会が停滞し、国民の暮らしにも様々な影響が及ぶことが懸念されます⁴。

天皇自身が、憲法や皇室典範に規定されていない生前退位を実質的に希望する旨を表明することの問題性を内包するものの、国家の一機関・公職である天皇に退位の選択権がないというのは、明治以降に構築された天皇制の非人間性が、「象徴天皇制」

の時代になつても継承されていることを示している。「人間」になつたはずの「象徴天皇」と皇族には、日本国憲法が国民に保障する基本的人権も男女平等原則も適用されていない。生前退位と同様に女性天皇がシステムとして排除されているのは、旧皇室典範を継承した現皇室典範のなせるわざである。

天皇制の是非をとりあえず保留するにしても、現代における天皇・皇族の非人間的環境と自由のなさ、閉塞状況は、まさに現代日本の「象徴」であるといえるだろう。

象徴天皇制の「支配」機能

現代において天皇・天皇制の支配の機能は、人びとを天皇・皇室に対する姿勢・言葉遣いなどによつて個別認証することによつて発揮されている。この個別認証は、社会における「異端者」洗い出しの「踏み絵」として機能している。そして、さらに「踏み絵」や「心の支配」の道具として「日の丸」「君が代」「菊花紋章」「元号」「皇室美談」などが動員されている。これらの道具に対する「尊重」の刷り込みが、教育現場で展開されると、それは権威的なもの、伝統的(造られた伝統)なものへの無条件の「尊重」という心性の育成へと繋がっていくのである。

昭和(戦後)・平成・令和と続いてきた象徴天皇制は、天皇・皇族の非人間的環境・自由のなさ、閉塞状況とそれに無条件の「敬意」を表することを求められている国民の不自由さを増幅させている。天皇・皇族と国民の不自由さの負のスパイラルとも言えるだろう。

「象徴天皇制」は未完成である。天皇制のさらなる脱政治化(これを徹底して推し進めれば、国家システムとしての天皇制は無くなるのかもしれない)、脱「踏み絵化」、脱「象徴」(造られた伝統)信仰への問いかけを私たちは常に発していく必要がある。

注

1 本稿は、拙著『昭和天皇の戦争認識』(拜謁記)を中心に(新日本出版社、2023年)第6章の内容と重複している部分がある。

2 古川隆久・茶谷誠一・富永望・瀬畑源・河西秀哉・舟橋正真編『昭和天皇拜謁記 初代宮内庁長官田島道治の記録』第3巻、212頁、1952年5月13日の条。

3 同前、第5巻、17頁、1953年5月18日の条。

4 『毎日新聞』デジタル版2016年8月8日(最終更新8月8日17時25分)。

(やまだ・あきら／明治大学文学部教授)

「文化財」が証し立てる日本〈帝国〉の責任

新 孝一

「植民地」「略奪」「文化財」「返還」

編集部より与えられたテーマは、「日本が植民地から略奪した文化財の返還問題について」である。だが、この「植民地」「略奪」「文化財」「返還」という言葉のそれぞれに対して、あらかじめ一定の限定を付しておかなければならない。

まず「植民地」について。日本が領有し、統治機構を整備し、植民地法制を施行した台湾・澎湖島・樺太南半分・韓国はもちろん植民地であった。君島和彦はこれに加えて、租借地である関東州、満鉄付属地、委任統治領である「南洋群島」、さらに「満洲国」や華北・華中や内蒙古に日本軍が樹立した「傀儡政権」、そしてアジア・太平洋戦争の過程で日本が占領し、軍政支配をおこなった東南アジアの地域を含めて広く「植民地」と一括している（浅田喬二編『帝国』日本とアジア」所収論文）。そのそれぞれにおける支配のあり方は同じではないが、ここに植民地主義的・排他的な支配関係が形成されていたことに着目した規定だろう。わ

れわれとしては、これを踏まえ、さらに近代日本の出発にあたってその版図への暴力的統合を果たした北海道（アイヌモシリ）・沖縄（琉球）という「国内植民地」についても含めて考えるべきだと思う。

これらの植民地から、さらには戦地全般から日本が「略奪」してきた文化財をここで問題にしようとしているわけだが、この場合の「略奪」は、武力などを背景に無理やりに奪い取ってきたものだけに限らない。文化財返還を求める声に対して、現在これを所有している側は、往々にして元の所有者の了承を得たとか、適正な対価を払ったとか、当時においては国際法上も適法などと言う。しかしそこには明らかに、植民地宗主国や侵略軍と現地の人びととの間の、非対称的な権力関係があった。植民地主義の暴力を背景にした「適正」とはいったい何なのか。この点について五十嵐彰は、「たとえ『合法』であったとしても『正当』ではなく『不当』であるということがある」として、「略奪文化財」の概念を拡張して「収奪文化財」という用語を使うことを提

唱した。さらに、入手経路についてではなく〈もの〉自体の性格に着目するならば、それは「瑕疵文化財」と呼ぶべきだともいう（中国文化財返還運動を進める会ブックレットvol.1「中国文化財の返還―私たちの責務」所収論文）。そのような意味合いを含めた視点が求められる。

また「文化財」というと、「文化財保護法」の冒頭に書いてあるような「有形の文化的所産で我が国にとつて歴史上又は芸術上価値の高いもの」といったものがイメージされるかもしれない。「略奪文化財」の多くはそのようなものであっただろう（だからこそ略奪された。けれども財貨物として、あるいは歴史的な「価値」自体は必ずしも「高い」といえないとしても、その物固有の文脈に沿ったそれぞれの「価値」は存在するはずだし、とりわけ「略奪文化財」に関していえば、それが「略奪」されたというそのことによつて意味が与えられ、略奪された側／略奪した側の双方に、その物を介した関係が立ち表れてくることがあるのではないだろうか。そもそも文化財という言葉自体、文化遺産の意味で使われたのは、日本が南京を占領した際に中国の文物を整理するときであったといわれ（荒井信一『コロニアリズムと文化財』）、韓国などでは、日本語由来の「文化財」という言葉を、法律

用語としては近年廃止している。

最後に「返還」について。奪った側の方が、奪われた側の方に対して、主体的にそれを返還する責任があることは全く当たり前のことであろう。日本は依然として後ろ向きであるが、この数年来、欧米では植民地から取得した文化財を返還する動きが広がっている。BLM運動などの問題提起に見られるように、脱植民地主義化を進め、歴史的な不正義を是正することは、国際社会において否定し得ない有力な潮流となっているのだ。返還される先は、もちろん、その物が本来あった場所、そのコミュニティに対してでなければならないだろう。返還にあたっては、その物が、誰によつて、いつどのように持ち出されたのかという由来が明らかにされ、検証されなければならない。それが、国境を超えた歴史の共有のためにも必要なことではないだろうか。

中国文化財返還運動について

こうして、「日本が植民地から略奪した文化財の返還問題」は、戦後日本の未決の課題としての、侵略戦争・植民地支配責任に関わる、戦後処理の課題であった。総じて近代日本の総体における、脱植民地主義化という課題のひとつの構成要素を成しているといえる。実際、文化財問題は戦後賠

償や請求権問題とも密接に結びついたテーマである。とりわけ日韓条約の交渉過程で文化財問題も大きなテーマになっていたことについては、すでに多くの蓄積もなされていよう。

韓国・朝鮮に対しては、靖国神社にあった「北関大捷碑」や、東京大学に所蔵されていた「朝鮮王朝実録」、宮内庁書陵部が所蔵していた「朝鮮王朝儀軌」などが、二〇〇〇年代に入って返還された。一方、一九二〇年代の朝鮮で収集され、現在は国立博物館に寄贈されている一一〇〇点余りの朝鮮古美術からなる「小倉コレクション」や、大倉集古館に置かれている利川五重石塔などは、返還要求の声を無視して、返還に応じようとはしていない。また、先住民族であるアイヌや琉球人の墓地などから、無断で遺骨や副葬品を持ち去った東京大学や京都大学などに対する遺骨返還要求の運動なども続いている(韓国・朝鮮の文化財問題について詳しくは荒井前掲、五十嵐彰『文化財返還問題を考える』、外村大・長澤裕子『負の遺産』を架け橋に)。アイヌ・琉球人遺骨問題については松島泰勝・木村朗編著『大学による盗骨』などを参照)。

こうした先行的な取り組みに学びながら、二〇二一年に正式発足したのが、自身も参加している「中国文化財返還運動を

進める会」(以下、進める会)である。

九〇年代から、中国の戦争被害者に対する戦後補償裁判などに関わってきた一瀬敬一郎弁護士が、二〇一八年にこの問題で協働していた北京の「中国民間対日賠償請求連合会」のメンバーから、遼寧省で文化財の返還運動を続けていた地元の市民たちを紹介されたのがきっかけとなり、現地の運動と課題を知って、これに呼応する運動を日本でも立ち上げようということが始まった。

進める会では、当面、その来歴が比較的はつきりしている文化財、すなわち「日清戦争の戦利品として中国遼寧省海城市の三学寺から奪った石獅子」(靖国神社および山縣有朋記念館所蔵)と「日露戦争の戦利品として遼寧省大連市旅順口から奪った唐鴻臚井碑」(皇居吹上御苑内に存在)、ならびに一九三〇年代に「日本の考古学者が黒龍江省寧安県および吉林省琿春市から発掘した渤海国の文物」(東京大学総合研究博物館所蔵)などの返還を求めている。これらが現在置かれているそれぞれの場所の名前が、きわめて象徴的なものだと思われたいだろうか。東京大学には、北京から持ってきたとされる石獅子も、東洋文化研究所の玄関前に存在している。その来歴を明らかにさせ、返還すべきものは返還させるこ

とが必要だ（それらについて詳しくは、進める会ブックレットVol.1前掲、同Vol.3『帝国大学』の学知を問う』など参照。また、これらの返還運動を求める署名活動も行なっている。ぜひ <https://chunkazaihenkan.com> にアクセスしていただきたい）。

もちろん、これらは略奪された文化財のほんの一部に過ぎない。戦後、当時の中華民国教育部清理戦時文物損失委員会が作成してGHQに提出した略奪文化財のリストによれば、書籍・古物、古蹟、標本、美術品その他総計で三六〇万七〇七四件、

七四一カ所、一八七〇箱という数に上っている。日本側はそれらの調査には消極的で、ごくごく少数がGHQの指示で返還されたようだが、具体的な経緯などは明らかではない（森本和男『文化財の社会史』、五十嵐同前ほか）。

進める会では年に二回ほどの集会や、学習・資料の収集、ニュース・ブックレットの刊行のほか、関係機関への申し入れや情報公開請求、靖国神社や宮内庁との交渉、中国の民間グループとの交流などの活動をすすめてきたが、道のりは遠い。

略奪文化財と天皇制

おわりに、天皇制との関係について少し触れたい。先に「鴻臚井碑」が、皇居吹上

御苑に置かれていると述べた。これは現在、国有財産（皇室用財産）として宮内庁の財産目録に載っている。国有財産には行政財産と普通財産とがあるが、「皇室用財産」を含む行政財産は、国有財産法の規定で「貸し付け、交換し、売り払い、譲与し、信託し、若しくは出資の目的とし、又は私権を設定することができない」とされている（第一八条）。返還運動を進めるために、この部分をクリアする必要があるが、「政治判断」次第でそれは可能なことだろう。

戦前の皇室財政（皇室経済）は国家から独立していたが、敗戦によって生活必需品、愛用美術工芸品、お手元金（有価証券・預金を含む）、その他（三種の神器、宮中三殿など）を除いた旧皇室財産はすべて国に属することとなった。皇室用財産については、宮内庁管理部管理課が所掌している。問題は、「国において皇室の用に供し、または供するものと決定した財産」であるところの皇室用財産に、純然たる略奪文化財がなぜ含まれているのか、である。

いうまでもなく、帝国憲法下において天皇は、統治大権、祭祀大権とやらで統帥大権を持っており、いわば国家の戦争は同時に天皇の戦争であったわけである。したがって、天皇の戦争における「戦利品」が、天皇の軍隊から天皇に捧げられて不思議は

ないのだ。それどころか、戦前の皇居には、日清戦争以降、戦争のたびごとに、各戦争の「戦利品」を収める「御府」と呼ばれる施設が設けられていたのである（収められていた戦利品は戦後溶解処分された。井上亮『天皇の戦争宝庫』）。

宮中顧問官で帝国博物館（現在の東京国立博物館）館長であった九鬼隆一は、日清戦争に際して、戦争は文化財蒐集の絶好のチャンスであると露骨に記した「戦時清国宝物蒐集方法」という文書の中で、「蒐集品ハ到着ノ後之ヲ分類シ、帝室ノ御蔵若クハ帝国博物館ノ列品トナスヘシ」と書いている（中塚明『日清戦争の研究』）。帝国博物館も宮内省の所管で、一九〇〇年に帝室博物館と改称された。九鬼の「方法」が実行されたかどうかは不明ということだが、遼寧省海城市から運び出された石獅子は、山縣有朋によって明治天皇に献上された後、あらためて靖国神社と山縣に「下賜」されている。さらに日本の台湾領有に抵抗して、元台湾巡撫の唐景崧が建てた「台湾民主国」の旗が戦利品として「御府」のひとつである振天府に収蔵されていた（国立台湾博物館には複製しかない）。皇居内有光亭の両側には「台湾台南県台南城内」から持ち出された石獅子が現存していることも、宮内庁交渉の過程で明らかになった。

内外の研究者の要求にもかかわらず、宮内庁は「鴻臚井碑」について返還はおろか、参観すら認めようとしない。吹上御苑の「静謐な環境」を守るため、立ち入り禁止だというのだ。また靖国神社も、「靖国神社は勅祭社(祭祀にあたり天皇の勅使が参向する神社)なので、石獅子については宮内庁とも相談しなければならず、神社の独断では決められない」旨発言している。天皇から「下賜」していただいた、ありがたくも畏れ多いもので別格だというのが本音だろう(宮内庁によれば、相談の場は持っていないとのこと)。

同様の話は他にもある。現在においても、天皇制は文化財返還を阻む、大きなハードルのひとつなのである。

(しん・こういち／中国文化財返還運動を進める会)



●バッジ・シールのご注文は

事務局にFAX、メール、はがきで必要な品物と数量、お名前、ご住所、電話番号・FAX番号をお知らせください。頒価・送料を記した払込取扱票を品物と共に送りいたします。

「殺すなバッジ」を再製作しました。

注文先 市民の意見30の会・東京

市民意見広告運動

TEL03-6435-2030

FAX03-6435-2031

* 「殺すなバッジ」の頒価

・大 250円 ・小 220円

* 「九条実現バッジ」(絵柄はA・B)の頒価

・大 300円(10個以上、1個250円)

・小 250円(10個以上、1個220円)

* 「九条実現シール」

(大・中・小シールの3種で1枚)の頒価

・1枚 300円



ノー！ハプサ（NO！合祀）第2次訴訟 最高裁判決批判

山本 直好

2001年に提訴された「在韓軍人軍属訴訟」（ぐんぐん訴訟）の原告が母体となり、靖国神社と日本国を被告として、靖国神社への合祀取り消しを求めて、2007年に第1次訴訟（元日本軍人・軍属の遺族と「生きていた英霊」とされた生存者）、2013年に第2次訴訟（遺族）が提起された。ノー！ハプサ（NO！合祀）訴訟である。

「当時の社会通念」「一般的な行政サービス」といった靖国神社と国の主張に基づき、原告らの訴えを斥けた。

日本による植民地支配下にあった朝鮮半島から強制動員され、戦没した韓国人が靖国神社に合祀されたのは戦後のことだ。1956年から開始された3年間で靖国合祀を完了させるといふ国家プロジェクトにより合祀は強行された。実際には1970年代まで継続して合祀手続きは続けられ、大量の戦没者情報が国から靖国神社に提供され、たびたび合祀基準についての打ち合わせも行なわれた。その一方で、韓国の遺族に対しては、死亡通知も送られず、戦後補償からも国籍条項で排除されたままだ。明らかな、日本国憲法の政教分離規定に違反する行為だが、下級審はいずれも、

昨年12月18日、最高裁判所第二小法廷（岡村和美裁判長）は、第2次訴訟について、「在韓軍人軍属訴訟」原告と重複していない4名の遺族の上告受理申し立てを受理し、1月17日に判決を言い渡すと通告した。最高裁判決の主文は、原告の父親らは1959年までに合祀されたとして、被害の発生から20年を過ぎると賠償請求権が消滅するとした民法の「除斥期間」により、賠償を求める権利は提訴時に失われていたとして、訴えを斥けた。その限りでは、問答無用の不当判決だった。

して、審理を高裁に差し戻すべきだとした。「除斥期間」で上告を斥けた多数意見に対しても、「被害者にとつて著しく酷であり不合理」として、審理が尽くされていないと指摘した。判決後の集会で、原告の朴南順（パクナム）さんは「父が死亡したことも、靖国神社に合祀されたことも、2010年まで一切知らされなかった。提訴が遅かったというのは、逃げの判決だ」と厳しく批判した。「逃げの判決」という一言は、この判決の本質を言い当てている。（詳細は下記、「弁護団声明抜粋」を参照されたい）

日本による植民地支配下にあった朝鮮半島から強制動員され、戦没した韓国人が靖国神社に合祀されたのは戦後のことだ。1956年から開始された3年間で靖国合祀を完了させるといふ国家プロジェクトにより合祀は強行された。実際には1970年代まで継続して合祀手続きは続けられ、大量の戦没者情報が国から靖国神社に提供され、たびたび合祀基準についての打ち合わせも行なわれた。その一方で、韓国の遺族に対しては、死亡通知も送られず、戦後補償からも国籍条項で排除されたままだ。明らかな、日本国憲法の政教分離規定に違反する行為だが、下級審はいずれも、

しかし、判決書の大半を占める三浦守裁判官の反対意見は、「遺族の主張を前提にすれば、憲法が定める政教分離の規定に反する可能性がある。合祀を望まない韓国人遺族がいることも想定しながら合祀を推進しており、国の責任は極めて重い」と指摘し、「必要な審理が尽くされていない」と

今回の判決には、戦没者の孫にあたる朴善燁（パクセン）さんも参加した。朴さんは「次の世代が法廷闘争を引き継ぐだろうから、さらに強い支持と連帯をお願いしたい」と訴えた。闘いは「孫の世代」による新たな訴訟に引き継がれる。最高裁では事実審理は行なわれず、違法性の判断にまでは踏み込んでいない。靖国神社が「不可分一体」で継続的に実行してきた無断合祀の違憲性・違法性を裁判所に認定させることが重要だ。三浦裁判官の反対意見はその重要な指標を提示した。

見落としてはならないのは、最高裁第二小法廷が靖国神社に対する請求をすべて棄却したことだ。国と靖国神社が「不可分一体」で合祀を進めたことを指摘しながら、

靖国神社の違法行為に触れない点は三浦反對意見の限界でもある。実際、靖国神社は「訴訟は、既に原告方の合祀取消等を求める権利がないことで確定」したとして、遺族との面会さえ拒絶した。

朴さんは「私の祖父は『中原憲泰』ではない、朴憲泰だ」と創氏名で合祀を続ける靖国神社に対する怒りをあらわにした。朴さんの祖父は未だに植民地支配に縛られながら、援護措置からは排除され、同じ人間として扱われていない。戦後80年の今年、靖国神社無断合祀問題は、未だに清算されていない植民地支配の重要課題だ。闘いは続く。引き続きご支援をお願いしたい。

(弁護団声明抜粋)

「4. しかし、本件判決には裁判官三浦守による反対意見が付されており、この反対意見には特筆すべき点がある。

(1) まず、反対意見は、近親者を敬愛追慕することは、宗教上、習俗上その他人間としての基本的な精神的営みであり、そのために平穏な精神生活を維持することは、個人の尊厳及び幸福追求に深く関わるものであって、これを妨げられない人格的利益は、憲法13条及び20条1項の趣旨に照らし尊重に値すると述べ

た。

また、政教分離原則(憲法20条3項)についても、これに違反して宗教的行為を行って人格的利益が害された場合は、それが強制や不利益の付与を伴うものでないとしても、国家との関係においては、国賠法1条1項の違法となる可能性がある」と判示した。

このように一般論として近親者を敬愛追慕する権利を憲法上尊重すべき人格的利益であると認めたこと、政教分離原則違反が強制や不利益の付与を伴わない場合であっても国賠法上違法となる余地を認めた点で高く評価出来る。

(2) その上で反対意見は、合祀行為は靖国神社の中心的な宗教行為であって、戦没者の合祀に対する国の協力は、政教分離制度の中心に位置する問題であると位置づけ、国が、約30年もの長期にわたり、その経費負担の下で、組織的に、靖国神社に対して合祀決定に不可欠な情報提供を行ったにもかかわらず、原審は、その理由や経緯について具体的な認定や検討をしていないし、植民地支配下にあった朝鮮出身者戦没者の合祀については国と靖国神社との間で協議したと考えられるところ、その協議状況に関する具体的な認定や検討をしていないと断じ

た。

また、靖国神社への肉親らの合祀(以下「本件各合祀」という)を上告人ら遺族は了承していないこと、日本と朝鮮の歴史的な関係、上告人らの肉親が戦死等をするに至った経緯、戦前の靖国神社の役割等に鑑みると、上告人らが本件各合祀行為等を認識することにより、肉親らを敬愛追慕する利益が妨げられたという主張には相応の理由があるとした。

そして、上記重要な事実認定及び検討を行わないまま、上告人らの人格権等侵害を否定した点で、原判決には、国賠法1条1項の解釈を誤った審理不尽の違法があると糾弾した。

反対意見が、合祀行為に関する国と靖国神社との直接的組織的な協力関係の実態や日韓の歴史的経緯や靖国神社の性格を前提に、上告人らの肉親を敬愛追慕する人格的利益の侵害を認めたことは、朝鮮植民地支配等の歴史的事実が人格的利益の内容となり得ることを認めた点で画期的であり、高く評価出来る。

(3) さらに、反対意見は、多数意見が除斥期間を適用して上告を棄却したことを以下の理由で弾劾した。

まず、上告人らの人格的利益は、現在も、本件情報提供行為と不可分一体の行

為（合祀）により侵害が継続し損害が生じているとみる余地があり、上告人らの上記人格的利益は本件各合祀行為等を認識して初めて法益侵害と損害が生じるものであるから、法益の侵害と損害の発生を待たずに除斥期間の進行を認めることは、被害者にとって著しく酷であり、不合理であると述べた。

他方で、本件情報提供行為が政府の事業として行われ、「新編 靖國神社問題資料集」（2007年）が刊行され、霊簿簿等が現在も靖國神社に保管管理されていること等に照らせば、時の経過とともに加害者側である国の立証活動は困難にはならないと述べた。

また国が靖國神社への合祀に対する直接的な協力によって、政教分離規定違反や人格的利益の侵害を伴う施策を行ってきたこと、日韓の歴史的な関係等に鑑みれば韓国内に上告人らのように合祀を望まない遺族がいること、合祀によって人格的利益の侵害が生じうることを、合祀の継続によって継続して損害が生じうることを等を十分に想定しながら、合祀を推進した国の責任は極めて重大であると断罪した。

さらに上告人らは、合祀行為から相当期間経過後に、その事実を認識して平穩

な精神生活が妨げられることによって人格的利益が侵害されたのであるから、これを認識しない時期において、損害賠償請求権を行使することは不可能であると評価した。

以上を踏まえ、本件訴えが除斥期間の経過後に提起されたことの一事をもって、損害賠償請求権が消滅したものと見て、国がその責任を免れることは、著しく正義・公平の理念に反し、到底容認することが出来ないと述べ、除斥期間の判断を行うためには、事実審においてさらに十分な検討を行うことが不可欠であり、原審には審理不盡があると結んだ。

これは植民地支配の歴史的事実を看過して合祀行為への協力を漫然と継続して上告人らの人格的利益を侵害し続けた国を厳しく断罪した点で画期的であり、また当事者の置かれた訴訟上の地位の衡平に配慮して除斥期間の適用を制限した点で今後同種訴訟を戦う上で先例的な価値を有する。

（4）そして反対意見は最後に、原判決は、国賠法1条1項の解釈適用を誤った審理不盡の違法があり、これは判決に影響を及ぼすことが明らかであるから、原判決を破棄して原裁判所に差し戻すことが相当であると結論づけたものである。

5. 上記のとおり、上告人ら遺族の日本政府に対する請求に限定しているものとはいえ、上記反対意見は、法的、歴史的、正義・公平などの観点から非常に説得力があるものと評価できる。もちろん、この反対意見は、遺族らの長年に渡る闘争により勝ち取った成果である。

ただし、このような評価さるべき反対意見にもかかわらず、最高裁自体は遺族の心からの叫びを無視しきったのであり絶対に許されない。すでに第三次の闘争も準備されてきている。私たち弁護士は一丸となって遺族らと固く連帯し、この大きな不正義を粉碎し、合祀阻止を実現すべくさらに闘ってゆく決意である。」

（やまもと・なおよし／ノー！ハブサ 事務局長）



のら 新時代アジアピースアカデミー (NPA)

運動の現場 5年目を迎えて

新しい市民教育プラットフォームのさらなる挑戦

日比野千佳

李泳采

1人の市民として社会に暮らすこと、そしてNPAで実践してきた4テーマ

日常的に目に見える社会と、目の前には見えない社会を見ること。学ぶことが普段は見えないものや人を見ることを可能にし、思考を深めていく。また日常に戻る。新時代アジアピースアカデミー (NPA) で学んでいると、この間の行ったり来たりを経験する。例えば、人ごみの中に埋もれそうな外国人労働者を見つけた時に何を思うか、だったり、メインメディアの情報を鵜呑みにしがちな家族や親せきの集まりで韓国の情勢をたどたどしく説明すること。偶然同僚になった朝鮮籍をもつ女性と平壤の話で盛り上げられること。オンライン英会話で出会った韓国人男性とは光州の話をしてやたらと話を通じるので「あなたは他の日本人と違うね」と驚かれ、他の日本人をぼかんとさせることだったりする。

コロナ禍の中、オンラインプラットフォームで新しい市民講座の実現を目指してきたNPAが2020年にスタートしてからもう5年目を迎えている。私にとってNPAは学びの場で、私の

日常は小さな平和実践の場となっている。ここでは、NPAの5年間、NPAのスタッフとして、1人の受講生として、1人の市民として出会い、学び、ネットワークを広げてきた、四つの主題①植民地清算、②朝鮮戦争、③福島と原発、④ジジュニア——を取り上げて共有しておきたい。

NPAが目指してきた主なテーマは

「植民地清算」

「私たちは植民地支配というと、教科書で習う用語として、知ってはいいても中身を知らなかったのよ」。NPAではこのように語る内海愛子さんの講座を始め、多くの講座の軸となっているのが、「植民地清算」をテーマとしたものである。講座の中では、BC級戦犯・戦後補償・アイヌ・琉球／沖縄・在日コリアンなどの視点から日本社会を見つめる。植民地支配の歴史があらゆる事象と共に描き出され、私たちの中に知覚や痛みが芽生える。

さらに植民地支配がもたらした分断と差別、搾取と南北格差などの構造的・文化的暴力は現

在も姿を変えながらそこに残存している。アイヌ・琉球／沖縄・在日コリアン・台湾・朝鮮半島・女性差別・労働・歴史問題、学ぼうちに今の社会の多くの矛盾を解く鍵が、植民地支配の清算にあるのではないか。少なくともその反省をせずに、目の前の問題を根本から理解し解決することはできないと思えてくる。

植民地清算をいうことはあるが、その実態を、持続的に学び、考える場はあまりない。NPAは植民地清算はなぜ難しいのか、なぜ大事なのか、それをお互いに実感する場になっている。

世界で一番長い戦争「朝鮮戦争」と日本の責任・役割

日本の植民地支配と解放後の影響を前提として、分断された同じ民族同士の間で起こった朝鮮戦争は、世界史の中でも最も悲惨な戦争として一般市民も含めて数えきれない犠牲を出した。朝鮮半島は南北に分断され、大国がそれを操るよう冷戦体制となって、75年たった今も停戦状態だが、「忘れられた戦争」と言われる程その実態は知られていない。NPA講座では第1期からずっとこの朝鮮戦争をテーマにした講座を続けてきた。朝鮮戦争はなぜ終わらないのか。それは朝鮮戦争の本質を知らないからであり、その本質を、市民社会が持続的に学べる場がないからである。

朝鮮戦争時に、既に「平和国家」であったはずの日本も関わっていた側面や、今も日韓に張り巡らされている米軍基地網や国連軍司令部の驚くべき正体などを知る。今も日本・アメリカ・韓国・朝鮮民主主義人民共和国・中国・ロシア……それぞれの国が安全保障と言って自国の軍勢力を強化して、お互いに硬直し、いつ戦争が再発してもおかしくない状況を創り出している。特に沖縄の人々は長年米軍基地の被害に苦しめられてきており、一番の不安を感じているのに、ヤマトとの分断は深まるばかりだ。

他にも、物価高で生活が苦しいのにさらに莫大な軍事費を負担しなくてはいけないし、少子化なのに若者を兵士として訓練しなくてはいけない。もし国が戦争をはじめれば、空から飛んでくるミサイル相手に、逃げる場所もないのは私たちがなの。何もせず国に任せていけば、この結果を受け入れることになるのかもしれない。もしそうはしないと決めて、努力してこの戦争を私たちの手で終わらせることができればどんな世界があるだろう。

終戦宣言や東アジア共同体、アメリカと友好条約を結ぶこと、沖縄に国連支部を誘致すること、そのための国境や地域を越えた市民社会の連帯など、平和へのいろいろな提案を聞いてイメージしてほしい。日朝韓で人が往来したり交流したりできる日。中国と仲良くなってもアメリカの圧力に怖がらないで良い日。沖縄の人々を苦しめない

くても良い日。朝鮮戦争を終わらせるという東アジア平和構築へ向かう鍵は私たちが握っている。

フクシマから考えるポストコロナ時代と私たちの暮らし

私の父の実家は百姓だったため馬や豚、羊を飼い、米や野菜を育てて、豆腐を売りながら、ほとんど自給自足の生活をしてたということを、最近叔母の話で知った。ほんの80年ほど前までは別に珍しくなかった暮らしだ。それから随分と変わってしまった今の暮らし、土や水、海や生物、気候のことを最近よく考える――。

犠牲のシステムの中で動かされてきた原子力発電というエネルギー、都会で使う電気のために地方で作られた電力が送られる。ここにもやはり植民地の搾取構造があると、高橋哲哉さんや小出裕章さんの講座で学んだ。その上に起こった原発事故で、フクシマの人々の暮らしや健康、コミュニティは破壊された。今も原発労働者や汚染水の問題、被災地を食い物にするような再開発など問題が後を絶たない。各地での再稼働も進む中で、原発事故への反省や被害者への補償はどこまで進んでいるのだろうか。

NPAではフクシマ現地からの報告や、環境運動の地域実践紹介を大切にしてきた。原発事故やコロナを経験し、現地の当事者の人々とのつながりを大事にして、これまで以上に暮らしの在

り方を考える講座を実施してきた。地域・環境の問題を歴史から現状まで構造的な問題として分析しているNPAの「環境運動のパブリックヒストリー」(松村正治)に加えて、有機園芸の講座として、澤登早苗(恵泉女学園大学名誉教授、元有機農業学会会長)の「人を育てる有機園芸」が新しく始まる。環境・地域・再生の貴重な示唆を届けてくれるだろう。

日韓ミライ世代の新しい平和づくりの挑戦「ジュニア」コース

1999年の国旗国歌法制定、2006年に教育基本法改悪、2018年の道徳の教科化など様々な法改定が教育現場を様変わりさせて久しい。民主的な学校運営が難しい中、意見が言えず、格差や競争に直面しながら規範も求められるという、子ども達が置かれる状況は過酷だ。不登校者数は毎年最多を更新し続けている。そうした状況に危機を募らせたNPAジュニアはこれまで、学校や地域の垣根を越えて、オンラインでの中高生向けの居場所を提供しながらNPAのコンテンツを共有してきた。

日常的なオンライン講座、日韓交流や現地フィールドスタディ企画を通して、教科書では学べない多角的な視点や歴史認識を育んでいる。また、子どもの学習権・意見表明権を重視した子どもの権利条約の視点から、平和を希求する子

どもの主体的活動を応援している。NPAジュニアのメンバーと学んでいると、1人1人の中に変革が起きていることを感じる。韓国へ留学し気候変動若者マーチに参加したメンバー、アメリカ留学先で東アジア情勢についての英語記事を書くメンバー、地域の教育行政に請願を出したメンバーなど、学びを活かしながら進んで行動している。

今期、【戦後80年・日韓外交正常化60年】にあたり日韓青少年が創っていく東アジアの平和とミライ——ジュネーブ国連人権理事会の訪問と平和へのアピールでは、更に子ども達に国際人権の

感覚をエンパワーメントしながら、朝鮮戦争終結・歴史認識・気候正義・脱原発・ジェンダー・人権など若者にとって普遍的な東アジアの平和課題を「ピースアピール」として人権理事会に届ける挑戦をする。

1人の人間に変革を起こすことが学びの力であり、市民教育や平和教育はそのための方法でありたい。1人の人間の変革の連鎖はいつか社会の変革につながるだろうか。NPAは新しい市民教育のプラットフォームの挑戦を今期も続けていく。

市民研究者育成（専修）のための新たな挑戦とNPA-TVによる情報配信

NPAは5年間、約1400以上の講座を実現し、コロナ禍以降の市民社会の多様な問題意識、実践、各分野の社会運動・地域運動・市民運動の経験を記録し、アーカイブとして活用できるようになっている。来る4月から始まる25年春学期（第15期）には、14コース講座の開設とともに、市民研究者育成（専修）コースという、市民大学院の仕組みへの新たな挑戦を挑んでいる。受講の経験を個人の感想に終わらせないで、市民研究者として、その研究成果を社会と共有し、実践の道と一緒に歩む人としてつながることを目的としている。また、YouTubeによるNPA-TV（LIVE）を通じて、タイムリーな時事問題に対して、NPA講師やジェネレーターを通じて、社会的なメッセージの発信を強化している。NPAは出会い・学び・ネットワークを広げる市民教育の場であるが、その受講生らは、社会変革をリードしていく主体的で、グローバル市民として成長していくことを目指している。上表は、2025年春学期（第15期）開設コース一覧である。戦後80年、日韓外交正常化60年を迎えて、植民地清算と朝鮮戦争終結による東アジア平和構築の課題を引き続き模索していきたい。

2025年春学期（第15期）開設コース一覧

全14コース90講座！ 2025年4月～7月

新時代アジアピースアカデミー（NPA）:

<https://NPA-asia.net/>

- [コ-ｽ01] 内海愛子と「戦争責任」「戦後責任」—元BC級戦犯と歩んだ人々（水・夜）
- [コ-ｽ02] 高橋哲哉の市民哲学セミナー（入門編）（水・夜）
- [コ-ｽ03] 日本と東アジア — 25年、急変する韓国情勢と朝鮮半島の危機（月・夜）
- [コ-ｽ04] オープンテラスwith浅井基文・島袋純・黒田節子・工藤新一等（金・夜）
- [コ-ｽ05] CENA「今アジアを読む」—韓国、台湾、インドネシア、ミャンマー（日・夜）
- [コ-ｽ06] 白川真澄の「日本資本論」—現代の経済現象を読み解く（金・夜）
- [コ-ｽ07] 在日コリアンと「私」-朝鮮半島の国家暴力と人権（木・夜）
- [コ-ｽ08] メディアと社会運動—ポポリの「映像は世界を変える」（月・夜）
- [コ-ｽ09] 環境運動のパブリックヒストリー—公害地域再生、原発等（火・夜）
- [コ-ｽ10] 澤登早苗の人を育てる有機園芸—国際農業「食と農の現状」(調整中)
- [コ-ｽ11-1] フン Chol 先生の韓国語【初級】—ちよこっと入門コース（水・昼）
- [コ-ｽ11-2] 時事ニュースで深読み！韓国社会と韓国語—ハンガン、自殺・出生率（火・夜）
- [コ-ｽ12] 矢野秀喜の強制連行の現場—反ヤスクニ・キャンドル行動20年連続講座（木・夜）
- [コ-ｽ13] 戦後80年特別企画—アジアの戦争犠牲者への追悼を考えるII（日・夜）
- [コ-ｽ14] NPAジュニア平和を創造しよう！—国連人権理事会での平和アクション（土・午後）

（ひびの・ちか/NPAスタッフ）

（イ・ヨンチュエ/ジェネレーター代表）

韓国の「非常戒厳」発動から何を学ぶべきか

飯島 滋明

1 韓国での非常戒厳の発動

2024年12月3日深夜、韓国では尹錫悦大統領が「非常戒厳」(憲法77条)を発動しました。3日夜に発表された尹大統領の緊急声明では、来年度の予算に野党が合意しないことを理由に「非常戒厳」を発動したこと、戒厳司令部が国会や地方議会の政治活動を一切禁止、メディアも統制下に置き、令状なしに身体拘束することを可能にする「布告令」が出されました。この戒厳令は国会の決議で6時間で解除されました。軍隊は国会議事堂に突入するなどの行為に及びましたが、「非常戒厳」発動に危機感を持った韓国の民衆も軍隊に対峙し、軍の活動を阻止しました。

2 韓国での非常戒厳発動を口実とする日本の改憲論

日本維新の会の馬場伸幸議員は12月4日未明にXで、「韓国で起こることは日本でも起きる可能性がある」ということを自覚しなければならぬ。憲法改正で緊急事態条項を整備すべきだ」と投稿しました。菅野

(山尾) 志桜里氏も日本でも改憲の上、緊急事態条項を導入すべきと主張しました。

3 李京柱仁荷大学教授の講演で注目すべき論点

2025年2月、平和フォーラムと日本国際法律家協会関西支部は韓国から李京柱教授を招いての学習会を開催しました。東京では2月11日、大阪では2月13日に講演会が行なわれました。李京柱教授の発言などは「朝日新聞」2025年2月9日(地方版だがネットで閲覧可能)、「東京新聞」2025年2月12日付等で紹介されています。私が李京柱教授の講演で注目した点を紹介します。

(1)「寝耳に水」

李京柱教授は「非常戒厳」発動の報道を車のラジオで聞いたと言います。「非常戒厳」という言葉を聞いたときに思ったのは、「40年前に死んだはずの言葉がなぜ今出てくるのかと驚いた」とのことでした。

(2) 6時間で解除できたのは偶然

「非常戒厳」が6時間で解除できたのは「偶然だった」とも述べていました。李京柱教授は、非常戒厳の発動が「平日の夜中」だったことが「解除に有利に働いた」旨発言していました。というのも、「夜中」でなかったら、ソウルの道路が渋滞して国会議員も国会にすぐに戻れなかったと言っていました。「週末」に「非常戒厳」が発動されていたら、国会議員は地元に戻っており、国会に駆け付けられなかっただろうと言っていました。

(3) 市民の力

尹錫悦大統領の「非常戒厳」発動に対して、戦車の前に立ちはだかる市民、軍人の銃をつかんで抗議する女性の姿も放映されました。非常戒厳の発動が6時間で解除された背景には、「民主主義」「立憲主義」を守ろうとする韓国民衆の行動があります。韓国では少し前、1980年に非常戒厳が出された光州事件前夜を描いた映画が大ヒットしました。こうした映画などを観たことが、「戦車を止めなければどのような事態になるか」という意識が市民の頭をよぎった旨述べていました。

(4) SNSの功罪

李京柱教授はSNSには功罪があり、自

分が知りたい情報にだけ接する状況に置かれる状況の問題点を指摘していました。いわゆる「フィルターバブル」等はSNSの「罪」の部分ですが、「功」の部分について言及していました。1980年の光州事件の全体像はいまでもよく分からないのに対し、いまはSNSのために尹錫悦大統領の「非常戒厳」の全容がだちに明らかになり、そのことが市民の活動につながったことはSNSの「功」になる旨、李京柱教授は指摘していました。

(5) 「非常戒厳」の危険性

今回の「非常戒厳」は濫用されたこと、そして「人権」や「立憲主義」を踏みにじる危険性も李京柱教授は指摘していました。

兵力でないと秩序維持ができないといった憲法上の「要件」を満たしていないのに非常戒厳が発動されたことは濫用であると発言していました。国会に通告するという憲法上の手続も満たしていないとも発言していました。そして政治活動や報道の禁止、国会議員の身体拘束、違反者には令状なしで身体拘束が可能になる等の布告が出されたなどを挙げ、「非常戒厳」は人権を踏みにじり、「民主主義」「立憲主義」を破壊する危険性に言及しました。いま韓国では、「非常戒厳」をより規制しなければという議論

が起きていることも紹介していました。

(6) 日本の方が危険

一橋大学に留学していたなど、日本の憲法にも精通している李京柱教授は、日本と韓国の政治体制の違いを念頭に置き、緊急事態条項が日本で導入された方が危険との認識を示していました。「朝日新聞」が今回の企画を記事にする際、李京柱教授と私にインタビューをしたのですが、日本と韓国の政治体制の違いから、日本で緊急事態条項が導入された方が危険との認識を示していました。具体的に言えば、韓国では「大統領制」が採用されているため、議会と大統領が別々に選ばれることから両者がけん制し合うことが期待できる一方、日本では「議院内閣制」が採用されています。国会の多数派から首相が選ばれるのが「議院内閣制」ですが、そうであれば「国会」の多数派と「首相」は同じ政治勢力のため、首相が「緊急事態条項」を濫用しても国会の「抑制」が働きにくいとの認識を示していました。

4 日本でも憲法改正を実現して「緊急事態条項」を導入すべきか

馬場伸幸氏の発言のように、日本でも韓国の「非常戒厳」発動を念頭に置き、日本

でも憲法を改正して「緊急事態条項」を導入すべきという主張もあります。

2月11日の東京、2月13日の大阪での講演では私も講演者の一人でしたので、私の発言の概要を紹介いたします。

権力者による政敵等の排除の手段

ドイツでも「最も民主的」と言われたヴァイマル憲法(1919年)をヒトラー率いるナチスが蹂躪する際に悪用したのがヴァイマル憲法48条の「緊急事態条項」でした。1933年1月、ヒトラーが首相になると「緊急事態条項」を行使し、政敵などの集会、デモ、出版を禁止しました。

ドイツやフランスでは「緊急事態条項」が政敵などの排除のために悪用されてきました。今回の韓国での「非常戒厳」の発動にもそうした危険性を見出すことができます。

権力者による正当性のない人権蹂躪の危険性
緊急事態条項の発動はとりかえしのつかない「人権侵害」をもたらす危険性があります。1933年2月17日、ゲーリングは共産主義者に容赦なく武器を使用することを警察官に命じました(いわゆる「射撃命令」)。その法的根拠はヴァイマル憲法48条の「緊急事態条項」を根拠とする2月4日の大統領命令でした。フランスでも1961

年に憲法16条に基づく緊急権が発動された時、少なくとも48人が警察に殺害されました(樋口陽一「現代の改憲論と有事法制」『世界』1999年11月号44頁)。韓国の「非常戒厳」でも取り返しのない人権蹂躪を可能にする「布告令」が出されました。

歯止めのための改憲

韓国での「非常戒厳」発動を受け、歯止めのための改憲を菅野氏は主張しています。国民民主党の立場でもあり、玉木雄一郎氏も2022年2月10日衆議院憲法審査会で以下の発言をしています。

「国民民主党としては、緊急事態のカテゴリとして、外国からの武力攻撃、内乱・テロ、大規模災害、感染症の大規模蔓延の4つを基本に想定してはどうかと考えます」

「緊急事態条項自体が危ないのではなく、まともな緊急事態条項がない中、曖昧なルールの下で憲法上の権利が制約され得る状況が放置されることこそ危ないと考えます。……改憲イコール9条改正、イコール戦争へまっしぐらといったステレオタイプやレッテル貼りを取り越えて、静かな環境の下で議論を積み重ねていこうではありませんか」

ただ、韓国の「非常戒厳」が6時間で解除できたのは、李京柱教授が指摘するように「偶然」であり、濫用されてしまえば「人権」「民主主義」「立憲主義」の観点からはとりかえしのつかない事態が起こります。ドイツでもヴァイマル憲法48条で緊急事態を導入する際、この規定の危険性は意識され、めったに使われるべきではないと考えられていました。ところが実際にはヴァイマル共和国時代に250回以上も発動され、最終的にはヒトラー独裁を完成させる法的手段となりました。「緊急事態条項」に適切な歯止めを設けることができると考えることじたい、ドイツやフランス、そして今回の韓国の事例を踏まえても「非現実的」です。

5 「緊急政令」や「緊急財政処分」発議の危険性にも警戒を

衆議院憲法審査会で主に議論されてきたのは「国会議員の任期延長改憲論」です。とりわけ衆議院憲法審査会では、衆議院の任期満了時に大規模な自然災害などが発生した際、4年という任期内に選挙ができなくなる(「選挙困難事態」)に備え、「国会議員の任期延長改憲論」を自民党・国民民主党・日本維新の会、公明党などが主張しています。「議員任期延長改憲論」は「緊急事態」

を口実に政治家たちが選挙を回避し、自分たちが国会議員の地位に居座ることを可能にする改憲、いわゆる国会議員や首相の地位に居座ることを可能にする「居座り改憲」です。「国民固有の権利」(憲法15条1項)を奪う点でも「国民主権」から正当化できません。のみならず、「改憲発議」という手続きの面からも立憲民主党吉田はるみ衆議院議員が適切にも警鐘を鳴らすように、国会法68条の3では改憲発議は「内容において関連する事項ごと」に行なうとされています(吉田はるみ・新垣邦男・打越さく良・杉尾秀哉・飯島滋明 フォーラム平和・人権・環境編「その改憲、ちょっと待った! 憲法審査会は今」(八月書館、2024年)38頁)。

改憲発議の際、ほとんど国会で議論されていない「緊急政令」や「緊急財政処分」を内容とする「緊急事態条項」も一括して改憲発議される危険性にも警戒が必要です。そして今回の韓国での緊急事態条項発動でも明らかのように、緊急事態条項はとりわけ政敵排除のために権力者に濫用されること、緊急事態条項が発動されれば「人権」「民主主義」「立憲主義」が蹂躪される危険性があることにも警戒が必要です。

(いじま・しげあき/名古屋学院大学。憲法学・平和学)

象徴天皇制はもはや「君主」制ではナイ などと言えるのか？

天野 恵一



イラスト：ほしのめぐみ

——3月3日、18歳になった悠仁さんが、成年

皇族として初めての記者会見、落ち着いた対応が話題になりましたね。天皇の65歳の誕生日記者会見は2月23日、「戦後80年」の区切りの年のメッセージ。「愛子」キャンペーンは終わらない。マスクミの皇室情報は相変わらずですが、今回は予告していた共産党の愛子女性天皇路線の問題に入る前に、私としては、以前もちょっと触れた、昨年の10月に皇室典範の「皇位継承を男系男子に限定する規定」を女性差別として典範の改正を勧告された政府が逆ギレ、国連の「女性差別撤廃」委員会を、日本が支払っている任意拠出金の対象から除外すると発表。東京新聞「こちら特報部」（1月31日）は「意に添わぬ意見には金は出さぬ、という威圧的なやり口」と強く批判していますね。この問題を、まず論じていただきたい。

天野 ハイ、「女性天皇」問題の流れにでてきたことです。はい、いきましよう。しかし日本の政府の態度は、どうして天皇制について出てくる批判に対しては「絶対許さない！」という態度しか取れないんです。うね。今でも天皇制批判はタブーなんです。

ね。この点が大問題ですよ。

私の立場からすれば、憲法2条の世襲天皇規定と皇室典範の男子限定規定がセットなのだから、「世襲男系」主義がセットで、すなわち憲法まで含めて「差別ダ！」と国連（人権委）は勧告して当然だと思いますがね。

その「東京新聞」でも林芳正官房長官の「我が国の皇位継承のあり方は国家の基本に関わる事項であり、女性に対する差別の撤廃を目的とする条約の趣旨に照らし、委員会が取り上げるのは適当ではない」「皇位につき資格は基本的人権には含まれず、男系男子に限定していることは女性への差別に該当しない」という抗議の言葉が紹介されていますね。

よく考えてみると、皇位継承予定者だけでなく、天皇・皇族は憲法上、基本的人権の保持者ではない。すなわち人間ではない。というのが、憲法・皇室典範の前提なので。だから、あれだけいろんな人権を認めていないわけですね。政府は、そこにヒラキ直ってしまっているわけです。超デラッ

クスな衣食住まるごと税金まるがかえの特権の対価として、彼や彼女には人間としての自由、権利は保障されていないわけですから。「基本的人権は含まれない」とは、そういうことなのでしょう。ヒデー話だよな。

1条から8条までの天皇条項は人権の「飛び地」だという単純な理論は、人間（人権の保持者）扱いはしなくいい、と憲法が言っているという解釈を、ソフトに言いつくろっているだけです。選挙権も被選挙権もナイんだから。

——ナルホドネエー。そんなふうに見えるわけですね。国連の人権委員会には日本の憲法天皇条項と「皇室典範」をまとめてキチンと読んで、もっと批判を掘り下げてほしいというわけですね。私の予想を超えた回答でした（笑）。

天野さんも積極的に評価している国連の人権委員会の「皇室典範違憲論」でしたから。

次は共産党の女性天皇容認論。容認というより推進論というべきでしょうね。この問題に移ってください。

天野 ハイ、日本共産党と象徴天皇制の関係は、かなり以前から調和的になってきてしまっていましたね。不破哲三委員長の時分から。1999年5月に『新日本共産党宣言』という本が光文社から刊行されています。そこでは不破委員長が、ではなく、

対談相手の井上ひさしに、もっぱら主張させるという奇妙なスタイルで、「象徴天皇制と日本共産党は矛盾しない」という主張を押し出していますね。戦前(中)と違って、「国民主権」下の立憲君主だから、問題はナイ、ということ、井上の口を借りて、宣言している本です。

——委員長自身の言葉ではないのですか。

天野 エエ、まだストレートには言いたくなかった段階なのでしょうかね。

——オカシナ話ネ。

天野 ハイ。次に2015年12月25日の「しんぶん赤旗」の志位委員長(記者会見(24日)発言)。

天皇の「お言葉」で始まる「国会開会式」に議員が出席する方針への変更の表明。主権在民の国会にふさわしくない形式は正されていないが、天皇の「お言葉」が米国や日本政府の政策を肯定するようなものではなく、憲法からの逸脱は見られなくなり、儀礼的・形式的な発言が慣例として定着したと判断でき「るようになったから」というのが理由。開会式の形式は正されるべきと条件は付けているが、天皇の「お言葉」をなくせというような、あって当然の具体的な要求は、そこにはまったく示されていない。天皇を上座において、国民に選ばれた議員がその「お言葉」に頭をたれ

る儀式に、参加していくことになったわけですね。

——次のステップは、どういうものだったのですか。

天野 『天皇の制度と日本共産党の立場』というパンフレットが、志位和夫委員長の名前で出されています。そこにハッキリとした方針転換が表明されています。赤旗編集局長による2019年6月4日の志位インタビューです。2004年の第23回党大会で改定した綱領に則して象徴天皇制を君主制と解釈してきた、以前の認識を改めると、そこで宣言していますね。

——君主制でなくて、何になったというの？

天野 ブルジョア君主制でも、ヨーロッパの立憲君主制でもなくて、「国政に関する権能を有しない」ただの象徴という「天皇の制度」だということです。

——フーン。その流れで「女性天皇」容認——推進論というわけね。

天野 そのようです。かつての社会党のように、まるまる護憲と言えなかった自分たちも、これでスッキリ「護憲」でいける、と少しハシャいだ主張もありますね。

——裕仁天皇さんのように裏で政治的に動くことは、明仁さんの代になってからはナイだろうから、もう安心という論理なんですか。

天野 そのようです。

でもね、憲法のトップにドカンと存在し、やっぱり「世襲」の天皇を国家のシンボルとして置き続ける象徴天皇制は、独自の政治力を発揮し続けているわけなんです。その事実から目を塞ぐのはおかしい。

たとえば、この間の天皇誕生日の「奉祝」反対——「天皇誕生日に戦争・植民地支配責任の追及を！」集会(2月22日)。右翼がワンサカ街宣カーで乗りつけて、入り口で脅迫を繰り返していた。終わらない政治風景でしょう。象徴天皇制としてであれ、天皇制が延命した結果でしょう。

「この集会の参加者はすべて朝鮮人です！ 反日朝鮮人は朝鮮へ帰れ！」とか排外主義の言葉をわめていたでしょう。こういうことは、天皇制があるかぎり終わらないですよ。マスコミはこうした暴力におびえていることもあって、正面からの天皇制批判の言葉はほぼ口に出れなくなってしまっているでしょう。

「言論の自由」なんてどこにあるんですか。私たちは思想的批判をしているだけなんです。

——私も聞きました。ヒドイ言葉でしたね。恐ろしくて参加できなかった人もいたでしょうね。

天野 ハイ、僕は、この間、1990年1月18日に「天皇には戦争責任がある」とい



う、当たり前前のことを公言した本島等長崎市長が右翼によって狙撃されるといふシヨッキンゲンな事件を契機に私たち（この場合は「市民の意見」の会と当時の反天皇制運動の合流）が作り出した、意見広告をステップとした90・2・23「タブーなき言論の自由を」の集会記録を、パラパラと読みなおしてみました。

やっぱり記録（本）はつくって残しておくべきだと思いましたがネ。凱風社で1990年に刊行されています。

私のこの集会のラストの締の言葉を、ここで引きますね。

「二月十八日、本島長崎市長がテロられ

た日は、政府が即位の礼と大嘗祭の大綱について、大枠のプログラムを決定し発表する時と、ほぼ重なっています。……その日は日の丸・君が代を強制するという学習指導要領の改悪があり、その学習指導要領に従わなければ解雇されるということを経た日でもありません。／私たちは、この右翼の憎むべきテロは、即位の礼や大嘗祭が現実に準備されてくる、象徴天皇制を延命させる政治儀式が準備されてくる。そして日の丸、君が代を教育現場に強制する、地域に天皇を軸とした国家主義的イデオロギーを強制する、というような一連の事柄の流れの中から、必然的に発生した事だろうというふうに考えています。ですからテロへの反撃は、単に右翼のテロ一般を問題にするだけにとどまらずに、国家主義的なイデオロギー支配の強化という動向全体を見据えながら考えていくのではないかと、討論してきました。／……マスコミの問題があります。特に一昨年のあのXデー報道以降、マスコミは歴史を偽造し、ヒロヒトやアキヒトあるいは皇族の人柄をひたすら賛美してきました。素晴らしくいい人なんだ、平和主義的でいい人なんだという、でたらめな人柄賛美を軸にした

天皇および天皇制賛美がなされてきました。このマスコミ報道があつたテロを誘発した、ということも誰が考えても明らかだと思います。天皇制あるいは天皇に対する批判をマスコミはタブーにした。そのことの結果として右翼のテロが飛び出したんです。そういう因果関係を僕たちは考えなければいけないだろうと思います。／ですから、この集会につきましては、単に言論の自由を守れだとか、民主主義を守れだとかいうような問題の立て方をしなかつたんです。少なくともタブーを具体的に打ち破るような批判や疑問を公然と大きな声で発する——そういう発言の自由を実践することを通してのみ、初めて私たちは言論の自由について語れるだろうと。つまり、タブーを無視する言論を今日の集会で創り出していいこうと思つて、準備してきました」（傍線筆者）。

これは、象徴天皇制の一代目裕仁の「代替わり」状況の下に発生した問題です。この状況下では共産党は議員が強制される天皇儀礼の政治性（宗教性）を問題にし、何人も処分されていたと思います。

志位委員長下の共産党の象徴天皇制「無害」論への大転換は、二代目象徴明仁の「生前退位」のセレモニーと三代目象徴「即位」へ向かうプロセスで発生しました。

ややしつこいですが、さっきの発言の最後の部分も、引きます。

「それからもう一つ、今週準備されている即位の礼と大嘗祭の問題を考えてみたいと思います。／例えば戦後、象徴天皇制という形に天皇制を規定し、天皇が一切の戦争責任を負わないことを内外に宣言しました。その戦争責任を負わないという宣言が、象徴天皇制という制度の成立だったわけですね。その意味で、これから即位の礼と大嘗祭を国際舞台で大々的に行おうということ、内外に改めて天皇制の無責任を宣言することなのです。一切の戦争責任を負わないことを、そして負わなかったことが正しいということを変更して宣言する儀式が、即位の礼であり、大嘗祭であると思います。テロの批判は、この儀式への批判と連動するはずです」(傍線筆者)

——ハイ、おつかれ様。象徴天皇制自体が、いろいろな政治性・宗教性を持ってしか存在できないということを力説しているわけですね。

天野 だから象徴一代目の代替わりの時、いろんな集会や集まりを禁じてしまう、人権侵害の日常化といった「自粛」大騒ぎ、突出した右翼テロの発生を必然的に伴ったわけですね。

渡辺治さんも、かつてはこの時のショックの意味を強くふまえて象徴天皇制批判の基本的視座を確立してははずです。

三代目の即位へ向かうプロセスにだって、天皇主義右翼の暴力は突出しました。立川の公園でメチャメチャな暴行を受けましたよね。公安警察の弾圧もウルトラだった。

象徴天皇だって皇室神道の中の神としての儀礼は宮中三殿で行なっているわけだし、国家によって、もちろんマスコミによっても、ウルトラに神聖化されているわけだから。独自の宗教性や政治性は、必然的に身に帯びた存在であるしかないんですね。

それは人間を〈国家の象徴〉〈国民統合のための象徴〉とする世襲制度が必然的に保持させるものというしかないはずで、共産党の路線転換は、この点を無視することと正当化されているものにすぎないと思います。

——最後に、もう一つだけ訊いていいかしら。アノ、天野さんは、象徴天皇制は基本的には、どういう人が天皇になると大きな変化はないと考えているわけですか。

天野 イエ、そうではありません。制度と個人(人間)の関係については、大日本帝國憲法下の元首天皇のように、勝手に政治(軍事)に口を出し続けるわけにはいかず、政権の意向をベースにした儀礼的権力以外

ではない。その点、象徴天皇制は政権(支配者)のしぼりは、決定的な制度だとは思

います。しかし、日本の政治権力者はズーッと、天皇を使いたい政党が支配してしましたから、大目に見られる幅は広がったわけですね。だから、元首(主権者)意識が抜けなかった「昭和天皇」は裏でメチャクチャに動きまわった。日米安保体制づくりの裏の主役はヒロヒト天皇だった事実は、今日、まったく明らかですね。だから、初めから「象徴」である二代目以降の天皇だからほぼダイジョーブという共産党の判断には、その点はそれなりの根拠があることは間違いないと、私も思います。もちろん百%ダイジョーブなんてことはありませんがね。二代目だって象徴天皇はかくあるべきだというウルトラ政治的発言を「代替り」の時に繰り返したでしょう。

だけど、私が問題にしているのは、天皇のそういうわかりやすい活動としての政治ではないのです。「国家」と「国民統合」のためのシンボルそれ自体が持つ政治(宗教)性です。

——ウーン、それなりに理解できるように思いますが、君主制理解をめぐっては、次回以降つめてください。それでは、今回は、ここまで。

(あまの・やすかず／本誌編集委員)

引き籠りモード中の 独りごと

田浪 亜央江

この三週間ばかりは、あまり人に会わなかった。自分の仕事をまともになくちやといふ気持ちに火がつき始め、そうなる人からの連絡が煩わしくなる。でも猛烈に何かを書き進めているのかと言えば、そんな状態でもない。一言書こうとすると疑問が湧き、確認をとるためにファイルをいくつも開く。日本語じゃないものが多いから、すぐにすっきりと整理されない。翻訳してみると「へえー」と思うことが出て来て、また別のファイルを読み始める。そんなこんなで、一日パソコンに向かっているはずなのに数行しか進んでいないことも多い。昔はこんなじゃなかった、と思って気落ちする。今日も生産性の低い日だったと思うと寝る気になれず、遅くまで起きているせいで朝は眠い。

その日もそうなるところだった。だが、ふとあの映画のことを思い出し、慌ててスマホを手にとった。確認したらやっぱり、ようやく「ノー・アザー・ランド」の上映が始まっている。東京の知り合いはとくに観て、わざわざメールで感想を送って来た人もいるというのに、広島ではなかなか公開されず、ずっとイライラしていたのだ。今さらの話だが、広島に来て「地方ってこうなんだ」と実感したことの一つが、映画の公開の遅さだ。東京にいた時だってそれほど頻繁に映画を観ていたわけではないのだが、観たい映画がとくに首都圏や関西で始まっているのに、広島では観られないということに気が付いた時には、何だかとても不当な気がした。しかもパレスチナの映画！ 真っ先に観たい私より先に、何でアイツが観てるんだ。

客は少なかった。開始までパラパラとプログラムをめくっていたら、ふと前の席の男性がふりかえって会釈する。誰かと思えば、ガザでの活動歴をもつN医師だ。しばらくして気配を感じ、今度は私が振り返ったら、若い友人のMちゃんだ。「おー！」。少したつと、また同じパターンである。「あらー」。終わってから気がついた知人もいて、客足の乏しい場内に、けっきょく6人も知り合いがいた。だから地方都市での生活って油断ならぬんだ、と思う。

「ノー・アザー・ランド」は、内容としてはケチのつけようがなかった。イスラエル（ユダヤ）人監督とパレスチナ人監督による共同制作ということ、たいがいその手の映画には難点を見つけてしまうのだが、今回はそういうものをまったく感じさせなかった。何しろユダヤ人のユヴァルさん、アラビア語がとて上手である。これはたいへん重要なことなのだ。いくら「反シオニスト」の「左派」であっても、アラビア語をまったく話さず、ヘブライ語を話せるパレスチナ人に頼りっきりのユダヤ人がいかに多いことか。

舞台となっているパレスチナ人集落、マサーフェルヤッタの状況に衝撃を受け、何か涙を流した痕の残る顔を互いに突き合わせながら、「おー！」のMちゃん、「あらー」

のJさんと、上映後しばらくロビーで感想を語り合った。

Mちゃんは広島に移住して来た、東京時代からの知り合いだ。ふだんは会う機会もあまりないが、狭い広島、こんなふうに偶然会うこともままある。先月私は数日間東京に行っていて、広島に戻ったら会おうと約束していたのだ。しかし戻るとすぐに私は上記引き籠りモードに入り、連絡をしていなかった。

じゃあ今度こそ、改めてゆっくり会おうね！と言つて、私は二人を残して先に映画館を出た。「会おうね！」とは言つたけれど、きつとまた億劫になるだろう。いくら生産性が低くても、例の書きモノの目途が立たないことには落ち着かない。

自転車に乗りながら、Mちゃんからの連想で、先月の東京での数日間を思い出す。知り合いのお見舞い、定年退職となったパレスチナ研究者の最終講義、パレスチナ関係の文化企画、それから新宿でのパレスチナ連帯デモ。

一つ思い出したことがある。パレスチナ連帯デモのあいだ、何人か旧知の人と遭遇したのだが、そのうちの一人にデモの解散地点で言われたことである。「そうだ、タナミさんなら分かるかな」と前置きしたあと、「パレスチナ連帯を言っている人の中

で、ウクライナとの連帯には否定的な人がいるのは、何ですか」という意味の内容だった。言葉遣いは不正確だが、「ロシアにも一理あるというか、侵略されたウクライナのほうの批判をする人がいるのは、どうしてですか」というような質問だった。

パレスチナのことやってる人だっているから、私に聞かれても困る。私自身はずっとパレスチナのことをやって来たし、それだけで手いっぱいだからウクライナのことには関わっていないけど、「ロシアにも一理あるなんて思つてません！」と慌てて言つた。そしてロシアの行動は、イスラエルを長い間放置してきたツケでもあると思う、というような意味のことを言つた。それから、パレスチナのこととウクライナのこと、つなげて考えられる場を作れたらいいですね、みたいなことを言い合つて別れた。

ただ、その後で少し腹が立つてきた。ロシアのウクライナ侵略には声を上げて、イスラエルによるジェノサイドには何も言わない人のほうが、全体としては多いだろう。個人的な例だが、ウクライナ侵攻が始まってすぐの二〇二二年の春、私は同僚何人かに呼びかけて、学部教員有志の名前で「ロシア軍によるウクライナ侵攻に対するメッセージ」というのを出した。広島市がこの件で「平和的解決を求める決議」を出

し、学長もロシアに対する「嚴重抗議」というのを出していたから、やりやすくはあった。でもイスラエルに対しては市も学長も何もしなかったし、同僚の反応も鈍かった。学長に対しても思いきつて間接的な働きかけをしてみたが、反応は冷たかった。

いや、そんなこと以上に。「パレスチナ連帯」と「ウクライナ連帯」は、やっぱり違う。ロシアの「力による現状変更」を放置しておいたらまずいのは当然だが、そもそも「現状」と言えるような領土なんかパレスチナにはないし、「パレスチナ解放」というのは、領土を守るといふようなケチな思想ではない、と思う。

その翌日。「停戦」なんてまるで信じていなかったけれど、ついにイスラエルのガザ再攻撃も始まってしまった。しかも一晩で四百人以上が殺された。さすがにしばらく足が遠のいていた原爆ドーム前のスタンディングにも戻らなくて。ああ、生産性が上がらないまま、私の引き籠り生活も終わるのか。……だが、これまでみたいに細かいことまで世話を焼いたりするものか。関わっていれば口を挟みたくもなるが、距離をおいていけば適当に収まることが多いというのも、今さらながら引き籠り生活から学んだ。

(たなみ・あおえ／中東地域研究)

兵役拒否の問い

イ・ヨンソク
森田和樹訳

韓国における反戦平和運動の経験と思索

以文社

代替服務制の
獲得から
その先へ

かれらの行動には、冷笑を吹き飛ばす力がある。
明確な解答を提示するのではなく、
明確さという威力をかき乱す
力強い「問い」が詰まった本だ。
平和に対する渴望と疑心を同時に抱いた
あらゆる人びとに本書を勧める。
——キム・チョヨブ（「わたしたちが死の道で進めないなら」）

『兵役拒否の問い——韓国における反戦
平和運動の経験と思索』

イ・ヨンソク著／森田和樹訳

以文社 2023年9月刊 2860円（税込み）

自らも「兵役拒否」をし収監された著者（イ・ヨンソク）が、「戦争のない世界」という反戦運動団体で活動する中での「経験」と「思索」を記した本である。

徴兵制（男子は19歳までに徴兵検査を受け28歳の誕生日までに入隊。期間は1年半から2年）が敷かれている韓国では、戦後から2001年頃に至る間に、約1万9000人が「兵役拒否」によって刑務所に送られたという。しかし、そのほとんどが「エホバの証人」信者ということもあり、あまり注目を集めていなかった。もちろん、「休戦中」であるとはいえ、戦争継続中の国家の中では、政治的にも社会的にも、「兵役拒否」の問題を焦点化させない、忌避する雰囲気・状況が強

く形成されていたこともその背景として大きかったと思う。

その状況が大きく変わったのは、著者によれば、2001年2月に「ハンギョレ新聞」に掲載された「どうしても銃を持つことができません」という記事だという。エホバの証人を中心とした「兵役拒否者」を取材した記事であるが、その記事が反響を呼びその年の12月には、平和活動家オ・テヤン氏が兵役拒否宣言をし、翌年には36の市民団体による「良心的兵役拒否権の実現と代替服務制度の改善のための連帯会議」が発足した。「兵役拒否」は、2001年以降にホット・イシューとなるのである。

多くの兵役拒否者が出現し、収監され法廷での闘争が行なわれる。「兵役法88条（入営の忌避等）」の違憲性をめぐる法廷闘争は、2018年に、憲法裁判所による違憲判決が出され、この判決を受けて、2020年より代替服務制の運用がスタートした。この「成果」によって「良心の自由（人権）」を求める兵役拒否運動は一定の終息を迎える。

しかし本書の中心の課題は、そうした運動の成果の経緯を記録・解説するところにはない。

本書の著者は、この2000年代初頭から現時点までの兵役拒否運動の中で浮かんた、あるいは、投げかけられたさまざまな問いについて「共に考えたい」という思いで書いた、と述べている。「良心と非暴力」の問題、「兵役拒否者は健常

者で大学を卒業した男性だ」という兵役拒否運動に対する批判、家族や地域社会との軋轢、英雄ではない「臆病者」の兵役拒否者の登場、活動の中で生じてきた男女の役割分担（男が実行者で女が補助する）の問題、等々フェミニズムからの指摘など、さまざま「問い」に対して、著者の誠実な「思索」が展開されている。

著者の立場は、兵役拒否を「人権（良心の自由）」の問題だけでなく、反戦・平和運動、反軍事社会の運動として考える（活動を通してそう考えるようになる）。

徴兵拒否の運動は、軍隊と軍事主義が再生産しようとしている、性差別、男性主義や家父長主義の社会（運動組織もそこに含まれる）に立ち向かう運動であるべきだとして、強い意志を持った英雄的な強者が担う運動でなく、「臆病者」も女性も主体として参加できる運動であるべきだと模索する。

そして、兵役拒否の運動の成果であった「代替服務制」の獲得は、「人権（良心の自由）」の面では前進であるが、別の視点からは、軍事主義社会を補完し強固にするものであることも、ドイツや台湾の実例の事例を持ち出して、指摘する。

著者の属する「戦争のない世界」は、兵役拒否運動の先を見据えて、早くから兵器産業（戦争受益者！）に対する抗議行動にも取り組んでいる。「武器博覧会」では「いまここから戦争が始まるのだから、いまここで戦争を止めよう」と

抗議が続けている。

著者の「経験」と「思索」は多くの反戦・平和運動に関わる人々にとって大変有意義なものになると思う。

最後に、翻訳にあたって付された訳者による「注」と「訳者解説」は、韓国の事情に疎い読者に本書を理解する上で役立つ大変に丁寧なものであることを付記したい。

梶野宏（かじの・ひろし／本誌編集委員）

映画の紹介

『10月7日からのガザ』

ガザをめぐることは、本誌でも継続的にとりあげてきた。前号は、小倉利丸さん（JCA-NET理事）に「ガザのジェノサイドビッグテックとサイバー戦争」というテーマで寄稿してもらった。その小倉さんは、映画『10月7日からのガザ』のオンラインでの試写会とトークイベントを月一回のペースで開催している。トークイベントには、本誌でもお馴染みの田浪亜央江さんの登壇もあった（2025年2月9日開催時）。残念ながら私は都合がつかず、この会には参加できなかったが、1月と3月の試写会に参加してきた。本誌の読者にもぜひ視聴してもらいたいと思ひ筆をとっている。

さて、前置きが長くなった。本題に入ろう。

本作は、ジャーナリストでありフランスの国會議員でもあるアイメリック・カロン（Aymeric Caron）による映像作品である。ガザ現地のジャーナリストと連絡を取りながら、映像の確認、選別、日付の記入を行なって制作されたものである。更に、本作では、ガザのジェノサイドの生々しい映像を基軸としながらも、それに割り込むようにして、イスラエルの政治家や高官たちの演説、イスラエル兵がSNSに投稿したビデオ映像などが挿入されるという二重構造になっている。

映像内容について、いくつか印象的だった点について触れていこう。

まず、映像の中心に位置しているのは、子どもたちである。「これは夢なのか、それとも現実なのか？」自分の傷に驚き、そう尋ねる少女。ガザにこだまするのは、子どもたちの慟哭と戦慄である。これは、子どもの犠牲を強調するための演出などではない。子どもの犠牲が他の属性による犠牲に比べて圧倒的に顕著だからだ。実際、ユニセフは早い段階で「ガザ地区は今や、子どもにとって世界で最も危険な場所である」と警告していた。しかも、それは単なる偶然的な産物ではない。イスラエル軍による意図的な作戦の結果であることは何度も強調されてしかるべきだろう。

次いで、他方のイスラエルといえは、その登場人物の多くに嫌悪感を抱かずにはいられないようなパレスチナ人への苛烈なヘイト発言をピック

アップした映像の連続である（良心的兵役拒否の若者の映像もあるが、これがイスラエル全体の中でのどのような位置づけとして理解してよいか、映像資料だから推し量ることはできない）。その中でも、パレスチナ人をヒトではなく「ケダモノ」と叫ぶ非人間化は、かえってイスラエル人こそ非人間化しているのではないか、そう思わずにはいられないようなイスラエル兵たちの振る舞いが印象的である。喜々としながら、そしてまるでゲームを楽しむかのように殺戮を実行に移すその姿をなんと表現すればよいのだろうか。

2023年10月7日以降、ガザで何が起きているのか、イスラエル軍が何をしているのか、私たちは知る義務がある。と同時に、2023年10月7日を記号化・象徴化してはならない。記号化・象徴化は対象を特異な例外とするからである。10月7日は、スタート地点ではないのだ。3月の試写会後のトークイベントで、解説を務めた清末愛沙さんは、10・7以降のガザ情勢を理解するうえで何よりも理解しておくべきこととして、ガザが占領下で長年封鎖されてきたという事実、「アパルトヘイト」下にある事実を強調していたのは、そのためである。歴史

JCA-NET
 映画『10月7日からのGaza』の試写会とトークイベントのご案内
<https://www.jca.apc.org/jca-net/ja/node/399>

的文脈から離れたガザ理解はありえないのだと。

最後に、次回の日程について案内しよう。次回の試写会およびトークイベントは、2025年4月14日(月) 19時からである。上映後のトーク

市民意見広告運動 事務局だより

北原 博子

意見広告の事務局では2月の大量発送に
応えてくださった大量の賛同への対応も一
段落。

新聞紙面に載せる意見広告の主文の検討
に入りました。ガザ、ウクライナで起こっ
ていること。戦争もやむなしという空気が
漂う中、「武力で平和はつくれない」とい
う真理を伝える言葉を探します。特に、思
い出すたびに身をえぐられるような苦しみ
と闘いながら活動してこられた被爆者の証
言こそがノーベル平和賞受賞を通して核の
タブーを世界に課したことに注目したいと
考えています。

事務局では、賛同情報のPCへの入力、
3回の照合を通してそれぞれの賛同者の方
と「対話」をしているような実感がありま

イベントの登壇者は、鶴飼哲さん(元一橋大学教
員)である。P29下部のURLからアクセスいた
だくと申し込みフォームにいくことができる。

横山道史(よこやま・みちふみ/本誌編集委員)

す。事務局の「再度のお願い」に対し「二
度目です」と賛同金をお送りくださる方。
「こんなに載いて大丈夫なのかな?」とい
うような金額をお送りくださる方。たくさ
んの方の賛同をまとめてくださる方。お一
人一人の気持ちを代表できるような意見
広告にしなければと事務局一同、心を新た
にしています。

本誌がお手元に届く4月7日は賛同の締
切日です。新聞紙面にお名前を掲載するた
めには「今日中」に郵便局に行くか、お手
元のスマホ、PCから賛同金をお振込みく
ださい。

お名前が掲載されなくても意見広告をな
るべく多くの媒体に載せたいとお考えくだ
さる方には締切後の賛同をお願いいたしま
す。掲載紙名は4月23日までに事務局に返
信先明記で往復はがきをお送りくだされば
折り返しお知らせします。

(きたはら・ひろこ/市民意見広告運動事務局)

読者おたより

★新しい戦前に戻すな

北海道函館市 俵 浩治

「戦後八十年」その原点を再び新しい戦前に
戻すことは絶対許されぬ——昭和ヒトケタの
新年の誓いです。混迷する世界の中で日本の主
体性と「九条の精神」を守るため、今年もがん
ばりましょう!

★「読者のおたより」を読んでガンバラネバと

千葉県船橋市 林 正廣

No.207号の「読者のおたより」は皆さんと
てもステキ! 中でも、静岡の中山さん、大阪
の三上さん、東京の乾さん……ガンバラネバ、
と思わされました。

★年寄りと大人の責任

石川県金沢市 前玉睦子

戦争とは「年寄りが決めたことを大人が命令
し若者が飛んで行く」という言葉があるそうで
す。そういう若者を作らないのが年寄りと大人
の責任です。

★全野党、国民の窮状に向きあってほしい

東京都国分寺市 太田よう子

主食の米を始め物価高に歯止めがかからな
い。無策の政府と103万円の壁で何ヶ月も協
議する国民民主党のやってる感。もっと根本的
な解決として、食料品の消費税ゼロを全野党が
かかげ、結集して国民の窮状と向きあって欲し
いものだ。

★憲法9条を基にした非戦の声を

茨城県東茨城郡 船橋修治
現在のような不安定で混沌とした世界情勢の時代の中でこそ、憲法9条を基にした非戦の声が大切です。

★かみしめながら読む

福島県いわき市 渡辺恵子
毎回の記事もすばらしくかみしめながら読ませて頂いております。

★命のある限り平和を求め

東京都青梅市 和木 宏
焼夷弾（戦争）の怖さを実体験で知っている最後の年代です。平和を求めて命のある限りがんばります。（84歳）

★永田浩三氏の「戦後80年」感動しました

群馬県高崎市 宮本優子
2005.2\1刊、No.207、P.2「戦後80年」（永田浩三氏記）、とっても感動しました。これからも、お休おいといつつ、ぜひ活発にご活動又ご発信頂きたく存じます。

★楽しみにしています

福岡県飯塚市 山口輝生
「市民の意見」集、楽しみにしています。ロシア・ウクライナ戦争についての情報は、大変参考になりました。マスメディアから知り得ないものが多くありました。

★いつになったら平和な世界になるのか

三重県鈴鹿市 岩本泰雄
国民学校の体験、朝鮮からの引揚者、母子家庭の困難さを経て今、まだ生命が宿った状態。

世界各地の状況には心が痛むばかり。いつになったら平和な世界になるのだろうか。

★若い世代との接点を求めて

広島県広島市 馬場浩太
編集後記の福富節男さんのお名前が懐かしい世代です。田浪亜央江さんの「よそもの目線」の広島をいつも共感を覚えながら読ませてもらっています。「市民の意見」は毎号貴重な読み知っておくべき内容に満ちていますが、前々から難問、問題だと思っているのは、これがこれからの若い世代、新聞は読まず、TVも見ない、SNSばかりという人たちの目にどれほど届いているか、ということだと思います。その意味からも若い人たちと接点を持たれている田浪亜央江さんに希望を見出しています。

★毎号、仲間にあえる気持ちです。楽しみにしています

東京都八王子市 井出保子

市民の意見30の会・東京
2025年1月～2月 会計報告

収支計算書

収入の部		支出の部	
一般会費	155,000	印刷費*3	371,430
協力会費	55,000	発送費*4	174,119
敬老会費	294,000	編集経費*5	61,250
グリーン会費	4,000	旅費交通費*6	225,650
(会費小計)	508,000	家賃	244,446
カンパ	213,500	通信光熱費	35,189
事務所費分担*1	200,000	事務経費	30,145
雑収入*2	3,990	銀行手数料	1,815
受取利息	332	諸会費	0
		租税公課*7	1,050
収入計	925,822	支出計	1,145,094
		収支差額	▲219,272
前期繰越	11,775,366	当期繰高	11,556,094

貸借対照表 (2025年2月28日現在)

資産の部		負債・資本の部	
現金	94,275	預り金*8	146,500
預貯金	13,331,854	FIY基金	2,203,535
敷金	480,000	正味財産	11,556,094
合計	13,906,129	合計	13,906,129

(*1)意見広告運動事務所経費分担金、(*2)グッズ販売、(*3)会報207号印刷、(*4)206号一斉発送費、(*5)執筆謝礼図書カード207号分、打合せ通信交通費ほか、(*6)事務所通所費(意見広告運動ボランティア通所費含)ほか、(*7)法人膳本申請収入印紙代、(*8)意見広告運動費同金預かり分。

会計報告をお届けします。※会費期限はお届けする封筒宛名シールの住所とお名前間の行に記されています [例: (→2025/4)]。会費管理の関係から、会費前納は3年を越えないようお願いいたします。会費前納が重なりますと、カンパ扱いとせざるを得ない場合があります。毎期、カンパ金額が多いのはこのような措置の結果でもあります。毎号、振替用紙を同封していますが、これは会費以外の送金などにお使いいただくためのものです。会費切れの方を除き、会費請求のために同封するものではありません。ご理解のほどお願いいたします。

★大軍拡には反対です！ さらに、「アジア人同士戦わず」です
徳島県徳島市 中山省三

207号 お詫びと訂正
次の通り訂正し、お詫び申し上げます。
「207号 目次」

*女性の権利を国際基準に！
(誤) 亀永能府子 → (正) 亀永能布子

編集委員
阿部めぐみ
天野恵一
有馬保彦 (本号担当)
梶野 宏
北原博子
西田和子
横山道史
吉田和雄

編集後記

★私の巻頭の文章について一言。この文章は編集会議での討論をふまえて書かれたものです。「特集」（戦後80年）について編集サイドの基本思想視座をキチンと明示した文章を、書いておくべきではないか、ということになり、とにかく、書いてみました。

毎号、そうできるかはともかく、今後はできるだけ、そうしてゆきたいと考えています。

戦後80年は、もちろん（3・11）福島原発震災から14年であり阪神淡路大震災が戦後50年の1995年であったから、あれからは30年である。

「戦争」と「被災」の体験を中心において時代と歴史を検証する事の意味自体も考えていきたい。

（天野恵二）

★3月24日、防衛省に統合作戦司令部が発足した。陸・海・空自（さらにサイバーや宇宙部隊も含め）を一元的に指揮する日本初の組織だ。当日防衛省前での抗議行動に参加したが、正門前に、2名の歩哨が小銃！を持って立っていた。防衛省では、旧日本軍と同様に、自分たちの軍事組織以外を「地

方」と呼ぶ（申入書などを受け取りに来る係は「地方協力本部」）。小銃は、我々「地方」に向けられている。

（梶野宏）

★先日美容院で「婦人画報」という雑誌をパラパラ見ていたら知っている絵が載っていた。

市民の意見187号の表紙の霜子像だ。昨年無言館の共同館主になった内田也哉子氏のエッセイだ。絵は中村萬平という方の霜子像。萬平さんはこの絵を描いた直後に応召。絵のモデル、妻の霜子さんはそのあと出産したが産後の肥立ちが悪く亡くなってしまう。長男暁介さんは毎年六月に営まれる無言忌に無言館開館以来毎回参加しているという。霜子像は暁介さんにとって母子像。絵には描かれていない自分と父母が一緒にいたという証なのだと言っている。あった。毎号掲載させていただく絵にそれぞれの人生があると改めて思った。

（北原博子）

★国際法違反の先制攻撃にも繋がる敵基地攻撃能力。3月24日に陸海空自衛隊を平時から有事まで指揮する「統合作戦司令部」が発足した。同司令部は長射程ミサイルなどを用いて他国領域を攻撃する敵基地攻撃能力の運用を一元的に指揮をする。しかも

その意思決定は日米共同で行われるという非常に危険なものだ。米軍が日本の敵基地攻撃能力を指揮・運用する恐ろしい時代に入った。

（西田和子）

★石破首相は戦後80年を迎えての首相談話を見送るといふ。当初、首相は「今を逃して、戦争を検証することはできないだろう」と語っていたが、党内保守派の反対にあってたという。

戦後70年の際の安倍談話で「謝罪外交」はケリがつけられたというのが保守派だ。日本が80年前まで侵略戦争を行っていた事実は歴史から消すことはできない。かつて自民党の被爆二世議員（故人）は「大元帥閣下が戦争の責任をとらずに戦争は終わらない」「次から次と未解決の問題が出され続けられることが日本が再び戦争への道を歩くことを防ぐ」と話していた。民間人戦争被害者受忍論や韓国人朝鮮人徴用工問題、慰安婦問題など様々な未解決の問題を正面から向き合い解決することが隣人たちとの友好の基本だ。

（有馬保彦）

■ 訃報

長年にわたり本誌にカットを描いてくださいました村雲司さんが、3月18日に逝去されました。心よりご冥福をお祈りいたします。